

第二十六回 参議院大蔵委員会 會議録第十八号

(三七七)

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)午後三時三十五分開会

委員の異動

三月二十六日委員成田一郎君辞任につきその補欠として泉山三六君を議長において指名した。

本日委員泉山三六君辞任につき、その補欠として下條康磨君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
稲浦 鹿藏君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
高橋進太郎君
土田国太郎君
吉米地英俊君
下條 康磨君
宮澤 喜一君
大矢 正君
小笠原三男君
栗山 良夫君
椿 繁夫君
野溝 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君

衆議院議員

小山 長規君

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵省主計 中尾 博之君
局法規課長

大蔵省主税局長 原 純夫君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

議事に入ります前に委員の異動を御報告いたします。

三月二十六日付をもって成田一郎君が委員を辞任し、その補欠として泉山三六君が選任せられ、本日付をもって泉山三六君が辞任し、その補欠として下條康磨君が選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) まず所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

質疑を行います。——御質問はないものと認めてよろしうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——御発言もないようであります。討論は終局したものとして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のお方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致でございます。よって本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は慣例により委員長に御一任願いたいと存じます。

それから委員会の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
木内 四郎 西川甚五郎
平林 剛 天坊 裕彦
青木 一男 塩見 俊二
土田国太郎 吉米地英俊
宮澤 喜一 大矢 正
栗山 良夫 椿 繁夫
杉山 昌作

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

まず、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(中尾博之君) きわめて簡単な法案でございますので、先の提案理由の説明で大体尽きておりますが、若干補足いたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 簡単に……。

○政府委員(中尾博之君) 従来この会計におきましては、漁船乗組員の給与保険の経理をいたしているのでございますが、漁船事故が非常に発生いたしましたので、損失が発生いたします。この

損失を埋めます場合には、一般会計からこれを埋めるほか全然方法がないものでございます。従いまして、これを一般会計から埋めてやるという法案でございます。

埋めます内容といたしましては、昭和三十年度の決算におきまして、五百六十二万二千円の損失が残高として残っております。これを引き続き繰り越しておりますので、これを埋めま

するものと、さらに昭和三十一年度におきましても、本年二月末までの状況を締め切つてみますと、さらに八千九百十八万七千円の損失が生じておるのでございます。そこで今回この二つの損失を埋めま

すために、昭和三十一年度におきまして、一般会計から九千四百八十九万九千円を限度といたしまして、この会計の給与保険勘定に繰入金をするというのが法律をお願いたしておりますのでござい

ます。(了承と呼ぶ者あり)

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑を行います。質疑はございませんか。——質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。(討論なしと呼ぶ者あり) 御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致でございます。よって本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、及び第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

それから委員会の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎	西川甚五郎
平林 剛	天坊 裕彦
青木 一男	塩見 俊二
土田国太郎	苦米地英俊
宮澤 喜一	大矢 正
栗山 良夫	椿 繁夫
杉山 昌作	

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、補助金の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、内容の説明を求めます。

○政府委員(中尾博之君) 説明を補足して申し上げます。政府といたしましては、国の財政並びに地方の財政というものの負担区分を是正いたしました。それからの健全化をはかるということ、それからいろいろの問題のございまして、その例の補助金というものの制度を合理化していくというののために考えまして、昭和二十九年度以降予算におきましては所要の調整を加えておるわけでございしますが、法律措置を講ずる必要があるものにつきまして、補助金等の臨時特例等に関する法律の御議決を願ひまして、所要の措置を講じて参つたものでございます。今回はこれを引き続きまして、さらに昭和三十三年三月三十一日までこの法的措置の分を延長することを御議決願ひたいと存じまして立案しました法案でございます。

政府といたしましては、従来に引き続きまして、補助金制度の合理化につきましてはなおできる限りの努力を払つておるところでございます。概要を申し上げますならば、予算編成の際におきましていろいろ検討いたしますことはもちろんでございますが、それ以外にも諸般の批判は随時あるわけでございまして、それらを検討いたしましたものと、さらに各省共同いたしました補助金の実態の調査というふうなことも進めておる次第でございます。昭和三十三年度の予算の編成に当りまして、このような建前から各種の補助金等の整理につきま

している検討をいたしまして、所要の調整を加えた次第でございます。その金額は四十一億円ほどに上つておる次第でございます。

かかる補助金の整理の仕事を申ししますか、合理化の仕事は、何分にも補助金の数が非常に多く、その種類もいろいろございまして、これに対する検討は一律にこれをおこなふて行ふことはなかなか困難でございます。一つ一つ実情に即した検討を加えて、全体の体制を整えていくという仕事でございます。関係上、まだ全体の整理の終つた姿、終るべき姿はどのようなものであるかという見通しと申しますか、最後の姿というものを把握するに至つておりません。これはなお急いで取り進めておりますが、相当の時間を要することと考へます。しかしながら政府といたしましては、一日も早くその全体の措置を終ることに努力をいたしておる次第でございます。

このような情勢のもとにおきまして、本法の措置につきましてもなお一年間これを延長していただく、これが先ほど申し上げました四十一億円の予算上の措置によるものの補助金の整理、整理と申しまして必ずしもこれは減らすという意味ではございませぬ。地方財源に振りかへる分もあるわけでございします。それと並びまして本件の措置を継続していきたい、こういうものでございまして、本件の措置によりまして、もし本件の措置が行われないうちになつた場合には、本件の措置を行う場合、引き続き延長する場合と申しましては約十九億円の国費の節約ができます。国の予算におきまして、国の歳入としての節約が

できることになっております。もちろん地方財政計画の方の計画におきましては、これに見合う分がよいに要する関係になつておる分が多いのでございしますが、そういう関係になつております。

なお、法案の内容といたしましては従来のものに変わりはございませんが、なおこの補助金整理という仕事、いろいろむずかしいございまして、いろいろ御批判もありませんが、やはり補助金には補助金のやはり目的がございまして、それを廃止いたしました結果、その行政が衰えるというところではよく行き過ぎになるのでございまして、いろいろそういうものを検討いたしました結果、おおむねのものはこれを延長していただく。ただし国立公園法に基くところの補助金につきましては、これを従来は停止したしておつたのでございしますが、国費の直轄事業の方に重点をおいて、こまかいところは地方の方にお願ひするという構想で始めたのでございしますが、これはいささか時期が早かつたと申しますか、その措置は必ずしも適当な結果でございませぬ。

国立公園全体の事業が必ずしも意図した通りに進みません関係上、その補助金の制度は今後は復活していった方がよろしいという見通しを得まして、従いましてこの国立公園法に基く補助金に関する部分は除いてございします。その点が昨年の分と違ふ点でございします。ほかはそのまゝの継続の形になつております。

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑を行います。――質疑はないものと認めまして、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私はこの法律案について反対をいたします。反対の理由を簡単に申し上げます。

この法律案について私は質疑を省略しましたのは、何回も繰返して政府に要望してきておる補助金の整理合理化について、もうあとは政府の方で具体的に実行に移し、もっと努力して補助金の整理合理化を検討し、早く結論をつける、こういうことだけに尽きるからであります。元来昭和二十九年の春、政府の方では、いわゆる一兆円予算、権衡予算ということで、補助金の整理を行ひましたけれども、大へんそれがございまして、急場のがれの整理が行われました。中には整理すべきでないものも整理をする。また中には当然整理しなければならぬものも残してある。こういう工合で、一つ一つを当れば際限がないくらいいろいろな角度から批判があるわけでありまして、ところがその根本的な解決をするための努力を政府はしておると言うのであります。今日に至るもまた同様の結論といふものが出てこない。そうして常に臨時特例等に関する法律案ということである、一年にのがれてきておる。まことに私どもとしては遺憾なことだと思つてございします。ことしのよう非常に経済界が従来と違つて活況を呈し、政府の方でもいろいろの面において全般的な政策を検討すべき時期であるにもかかわらず、この問題については整理を怠つておる、こういうこともまことに遺憾なことでありまして、特に本委員会におきましては、先般米から所得税法、税三法についての審議を統

けて参りまして、その中でも特に批判の強いのは租税特別措置法のごときのものであります。本来であれば税の公平を欠いて租税の特別措置を残すべきではない。これはむしろ行うとすれば、補助金に回してもいいものもある、こういうことも言えるのであります。この整理が進まないために、あらゆる面において不合理なところが生まれてきております。私もこれは従来から批判をしておりました理由として、この法律案に反対をするものであります。同時に政府においては、私が述べたような批判にこたえて、一日も早く全般的な整理を終り、補助金の合理化のために努力をしてもらいたい、こういうことを要望しておきます。

○委員(廣瀬久忠君) 他に御発言はありますか。——それで討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員(廣瀬久忠君) 多数であります。よって本案は、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じます。異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

それから委員会の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

木内 四郎	西川甚五郎
天坊 裕彦	青木 一男
稲浦 鹿蔵	塩見 俊二
下條 康磨	土田国太郎
吉米地英俊	宮澤 喜一
杉山 昌作	

○委員(廣瀬久忠君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法案
以上三案を便宜一括して質疑を行います。

○大矢正君 きょうは法人税法の中で、特に人格のない社団等に対する課税につきまして質問を行なったのであります。局長の答弁によりまして、輪郭というものが大分明らかになって参ったのであります。まだ不明確な点が多々残っております。二日間にかつてこの問題を取り上げて非常にしつこく尋ねるようでも、恐縮ではございますけれども、将来において疑義が残つてはいいないと思ひます。その中で、本日また人格のない社団ないしは財団に対する課税の点について質問をいたしたいと思います。

質問の第一点は、法の第一条の第二項で、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり」という定

義づけをいたしております。そこで人格のない社団ないしは財団で代表者や管理人の定めが具体的にない場合には、どういう取り扱いをされるつもりかその点お伺いをいたします。

○政府委員(原純夫君) 法人税法で対象となつたためには、代表者または管理人の定めがあるということのほか、収益事業を営むという条件がございます。そこでこの収益事業を営むものであります。おそろくもう代表者、管理人の定めがあるというふうにして参りますが、観念的にはないものがあるというところもあるかもしれません。その場合は、法人税法の対象にはしない。しかしおそろくそういう場合は外部においてもその団体に對する信頼関係といふことが、そういうようなものもなかなか成立しないといううなこともありましよう。実際問題としては収益事業を営むものは代表者または管理人があるというものがほとんど全部の場合ではなからうかというふうに思ひます。なお、代表者または管理人といいのは、はつきり規約等で定められておらないから、暗黙のうちに人格のない社団、財団を代表する、または管理するといふものとして許されてあるものがあるという場合は、それで代表者または管理人があるというふうにかえてよろしいではないか、お尋ねの場合は、観念的にはあり得るわけですが、実際問題としてはおそろくなからうと思ひます。

○大矢正君 この法律が施行されて、それに伴う政令というものが出される。最初のうちは、こういう内容の団体に限定をして、あるいはこういう収益事業の内容に限定をして課税をする

という考え方をもちて行なつたといつたとしても、この第一条の第二項に掲げておる内容をもつては、幾らでも網をを広げることが可能になるという解釈が生ずると思ひます。その場合に、もし詐欺的な行為によつて納税をしない、脱税をしたというものに對しては、三年以下の懲役云々という体刑罰がついておるわけでありまして、正直に申告をするものとすれば、その課税の対象となるものがただだけ広げられるかといふことに對する危惧もある。

こうなつて参りますと、勢い団体は課税をのがれるために、今私が質問をいたしましたように、代表者や、あるいはまた管理人の定めをしないような方向にいく可能性が生まれてくると思ひます。と、法律を作られるあなたの趣旨とは非常に相反する結果になると私は思ひます。そういうことが今日の段階においては、私は想像がされると思ひます。局長としては、そういう点も考慮されて、局長としては、それでもなおかつ、今言つた答弁の内容をもつて今後当られるおつもりかどうか、その点再度お伺いをいたします。

○政府委員(原純夫君) たゞたび範圍が明確でないといふことが、昨日のお話では、五尺の綱がだいぶ大きくなるというふうな形でお話ございました。私が、私もこの一条第二項にありますが、収益事業を営むものという条件がはつきり入つておられます。その境はさう大きく違つて参ることはあるはずがないと思ひます。これは別の例で言いますれば、所得税法におきましても、所得に對して税をかけるということになつております。所得の概念も、収益

事業の範圍あるいは概念が問題となる。同様な意味においていろいろと議論があるわけでありまして、幾らでも網をを広げることが可能になるという解釈が生ずると思ひます。その場合に、もし詐欺的な行為によつて納税をしない、脱税をしたというものに對しては、三年以下の懲役云々という体刑罰がついておるわけでありまして、正直に申告をするものとすれば、その課税の対象となるものがただだけ広げられるかといふことに對する危惧もある。

政令ではつきり業種を指定する。また収益事業の意味を、カッコ書きが衆議院で入りました。繼續して事業場を設けてなすものに限るといふことにいたしておるわけでありまして、立法として規定する概念としては、まずこれで大体はつきりするのではなからうかといふふうに考へておきます。

なお、さらにこういう形の税を納めることを逃げると思ひますか、というふうな形のお話ございましたが、これはその場合、実質的に収益事業をやつておつて所得がある。課税の公平上不公平である、不当であるといううな事態が起りますれば、そのときまた考へてみたいと思ひます。実質的には、やはりそういう場合においても課税は公平にいくようにといううな結論が出るように配慮すべきものだといふふうに考へます。

○大矢正君 法人税法第五條の第二項に「前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に對する經理は、収益事業以外の事業から生ずる所得に對する經理と区分して、これを行わなければならない」と、こうなつております。公益法人が行う、あるいは行なつた収益事業については区分をして經理をせよ、こうなつておるわけでは

が、人格のない社団もしくは財団の場合にこれに準ずる、こうなっておりますからして、当然人格のない社団もしくは財団の経理は収益事業と目されるものと、これは理論としてそういうことは言えると思いますが、現実にはなかなか困難であろうと思つたのでありますが、理論としていふとすれば、収益事業と収益事業でないものの区分をして、そうして経理を行へ、こうなつておるわけでありまして、この第二項の内容は前の法律の通りであるからして、その問題をお尋ねをするのはちよつとおかしいかも知れませんけれども、いろいろ人格のない社団にも関係があることなので、この区分の仕方というのは、一具体的にどういふことになるのか、どういふように区分するのか、その点をお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 区分経理ということは、たとえば国の会計において特別会計がある、会社あたりの経理にしましても、特別勘定を設けて経理をするというようにございまして、またそれが会社全体を通ずる特別勘定でなくて、工場ごとに別々に勘定を起して、工場の能率なり、あるいは原価なりを判定するというのが、広く行われております。そういうような意味で、区分経理をするというのは、かなり一般に行われておる例のあることであつて、こういうふうな法律としては規定いたし、あと実行上、いろいろな手続を定めて参りますればよいわけではなからうか。その際に特に問題になる点だと思はれますのは、元入れと申しますか、資本に当るものを区分経理される。収益事業の部分に、ど

れが資本になつておるか、また負債のどれがこの部分のものかというあたりについても、分けていただく、収入支出はちろん分けていただくわけですが、そういうような点について、実際に即した経理をしていただくというところに相なることと思ひます。

○大矢正君 民法でいうところの公益法人の性格づけというものは、これは営利を目的としたいわゆる法人ではないという立場、逆にいうならば、営利を目的としたような事業を行わないという前提の上に立つて、民法上では公益法人という指定をしておるわけであり社団もしくは財団も前項の規定によるという解釈からして、あるいは前項の規定を準用するという、こういう解釈からして、公益法人と同様な立場において扱うがごとくに、実のところは見るのであります。実際においてはそのうちでなくて、あとの方へくると、それは普通法人と何ら変わる場所がないというようにしてこれを規定される。どうもその辺が不明瞭なのであります。ある面では公益法人と同様な性格づけを行ひ、ある面では普通法人と同様な立場に置く、こういう内容は、私としては非常におかしいのではないかと、本質的に公益法人というものは、これは営利を目的とした、ないしは収益を上げるための事業をするものと、それ自身が私のおかしいのではありませんか、内容というものが、公益法人的な性格を持った内容もあり、あるいはまた、ある面では普通法人と同様の課税をすべき内容もあるといふ、こういう複雑なのが人格のない社

団であると思ひます。私には思ひますが、そういう点から考へて参りますと、私はこの法律の中で一様にこれを規定づけるところに困難性があり問題が残ると思ひますが、局長としてはどういふにお考えかお答えをいただきたい。

○政府委員(原純夫君) この五条の二項で区分経理をする、それを新しい三項で人格のない社団等について準用するといふことは、これは所得の全部について課税するのじやなくて、一部について課税いたします場合には、その所得に関する経理を分けてやらなければならぬといふことは技術的にさういふふうな要求が当然出て参ります。これはこの場合だけでなくて、たとえば六条の重要財産の免税をいたします場合には、免税所得はどれだけのか、その裏には先ほど申しました資産、負債というふうなものを経理もからまつてゐるわけでありまして、さういふ一連の關係は別個に経理をするといふことにいたしましたらうようにしてあるわけでありまして、それと同様のことで所得の全部に課税する方でありまして、一部については免税する方でありまして、この例は免税する方でありまして、一部についてはだけしかける、さうすればその分の経理を区別してやつていただくという技術的な要請に出たものであつて、それゆゑに人格のない社団について公益法人と本質において同じだといふ關係とはこはちよつと別だと思ひます。ただしその議論はもちろんなる問題でありまして、人格のない社団、財団が公益的なものか、あるいは営利的なものか、通常の事業会社に類するものであるかといふことは、実態を判断いたします場合にいろいろ考へにやならぬ点だと思ひます。おそろくそこ

にニュアンスがありまして、事業会社的なものから公益的なもの、さうして公益目的が非常につきりして参りますれば多くは公益法人になつてしまふであらうといふふうな考へておられます。そこで今回の改正においてはそれらの点をいろいろ考へまして、全般としてこれを公益法人並みに扱うといふまでの気持には必ずしもなつておりません。ことに経理の面のこの規定は先ほど申しました技術的な意味の規定であります。税率等につきましてはむしろ普通法人の場合と同様にかけるといふふうなことにいたしております。

○大矢正君 収益事業から生ずる所得に対する経理と、それからさうではない、事業が何かわかりませんが、さうから生ずる所得に対する経理、さういふふうな区分をしておるわけですが、法律を全部克明に読めば、課税をする場合の内容というものが明らかになるのかもわかりませんが、実は非常に私どものようなものが言葉の使い方があまりにもむづかしくて理解をするのに困難な面がありますので、念のためお尋ねをいたすわけでありますが、収益事業から生じた所得について、これはどういふようにして課税をいたしますのですか、ちよつとお聞かせ願ひたいのですが、明確に経理の上では二つに区分をしておる、さうすると収益事業から上つた分については全部課税の対象になるのか、たとえばもつと突っ込んで言えば、片方の、二つの事業をやつておる一つは収益事業であり、一つの方はこれはむしろ公共的な事業であるという場合の状態を考えた上でのお答えをしていただければ幸いです。

○政府委員(原純夫君) 例で申し上げまして、何か人格のない社団で親睦団体だ、親睦のために会員が集まつて会をやつて会費を出しておるというようなもの、これは公益だと思はない場合が多いと思ひます。一定のグループの親睦団体、全然その人たちにとつては私利私欲、営利といふことではなくて、親睦のための、若干個人的なものよりも広い意味がある、その辺の経理——会費が入る、それから総会費が出てくるというふうなことがあると思ひます。同時に人格のない社団が物品販売業をやる、あるいは会員の必要とするものを一手で買入れて販売するとか何とかいうようなことがあるとしますと、その部分の経理は、これは分けて、それで所得、つまり収支の差でございまして、これは所得として経理する、さうしてそれは収益事業でありますから、その分について法人税を納めるといふことに相なります。従いましてそれと収益事業以外の勘定とは一応別だといふことにして考へるわけでありまして。

○大矢正君 さうすると、それによつて別の形から質問したいと思ひますが、いづれも収益事業でその事業が一つなら一つ、かりに出版業なら出版業でもいいですが、一つや、これが一つじやなくて別な事業もある、さういふ二つの収益事業を一つの団体がやつていて、一方は赤で片方は黒といふ場合はどうなるんですか。

○政府委員(原純夫君) それは二つの収益事業を総括して損益を計算して、ネットの利益なり損失なり、それに従つて法人税の課税を決定してゆくといふことになつて参ります。

いかというように思います。おそらく何十万台というもの、あるいはそれ以下のものもありましょう。そうしますとそれを三けた上げましてもせいぜい何億という程度のところじゃなかろうか、これは平年度でございますね。こういうふうにはこれは私たちのごく勤で申し上げておりますので、実施いたしました上でだんだんデータが集りましたら、もつとはつきりいたすと思います。

○大矢正君 私まだまだ体系的に質問する——と言っちゃちょっとおかしいかもしれませんが、ずつときのうから一貫をしてだんだん下の方へおりてきて質問するような考えているのです。実はまだだいぶあるのですが、野溝委員が時間の關係で質問したという御希望があるので、私の質問はあとに継続させていただくことにして野溝委員の方から……。

○野溝勝君 一、二お伺いしたいと思っています。先般来、同僚委員の諸君から質疑がかわされたのでございますが、原局長の御答弁は非常にあいまいな点があるのでございます。良心的でない。この疑義のある法案を出されたことに對してあなた自身がこれは無理だったと思われませんか。それをあいまいにし、頗かむりでいる当局の気持はある程度はわかっております。しかし今椿委員が言われたように、減税は税減だと言つて、国民に減税するらしく宣伝しておきながら、社財団の法人という、いわば公共性、社会性のある団体から税金を取りたいというのでございますから、そこに無理と偽装があり、割り切れないものがあるのです。この点に對し原さんの御見解を聞いておきたい。

第二の点は、こまかくなるのです。大矢委員からなる論議をしている。大矢委員の答弁の中で、一般法とこの慣習法との区分に対する答弁が非常に矛盾があると思います。法理論に根拠がなければ、立法府に關係を持つてゐる者としては、その非理論性を承認し審議を進めるわけにはいかないのです。その点はあなた自身も割り切っておるわけなんですか、特に法的根拠のないものを提案することは危険であり、大胆であるといわなければならぬ点です。この点はつきりしないことと本委員会といたしましては審議することと間違つておるのでございます。

それからい一つ、棒委員との質疑の中にもありますが、これがもし実施されるということになりますと、当局、特に前線の税務署の見解により社団あるいは財団等の人格なき法人に對し局長の解釈しておるような弾力性あるものでない、もつと過酷措置が行われて税に当られ、そのために人民との間にトラブルが起るのです。そうすると、何のための社団法人か、何のための財団法人か。右の団体は認可制をとり、一体特典を与えた政府が、みずから社団法人、財団法人に挑戦をいどむというふうなことになる、こういうような点はどう考へておるのか。

第四番目は、税務署の方々は局長の考へてゐる通りに複雑ではない、管内の成績を上げるために、取税に對しては型通り猪突猛進をすると思ふのです。更に局で示した取税目標というものが、本年度はとらないとしても、大体どのくらい取税になるかめどを立てるか、また予想してゐると思う主税当局の見解をききたい。局長はどのくらい

いかわからぬといふけれども、大体これを實施するといふ場合における、初年度における取税といふものは、どのくらいあるか、くどういふですが、この点について一つ御答弁を願ひます。続いて私は質問したいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 第一の点でございますが、人格のない社団、財団の公共性、社会性という点についてでございます。いろいろあると思ひます。公共性、社会性がもう全然なくて、商売そのものだというふうなものもあると思ひます。同時に非常に公共性、社会性の強いといふものもあると思ひます。その間に微妙なニュアンスをなしてゐるんだと思ひます。そこで私どもこの改正をお願いいたします際に、これは先ほども大矢委員からお尋ねのあった点にもからむわけでございますが、どういふ性格としてそれを割り切るかといふことをいろいろ考へたわけでありまして、結論としては、普通法人として取り扱うのを原則にする。ただし長年疑問がありながら、いわばきちんとした執行ができてない部分でありますから、急激な変化を避けるという意味もあつて、この収益事業の範圍については継続して事業を行うというやうなものを加えて、かつ執行上においてもトラブルのないやうに十分慎重にいこうというやうな考へ方に立つております。

第二の点の一般法の根拠がないものを法律に盛り込むといふことについてはお尋ねでございますが、これは昨日も話が出ましたように、社団または財団といふ概念は、これは民法では財団といふ使つております。そして今回、それ

をその上に法人でないといふのを加へまして、法人でない社団または財団といふことになります。社団または財団といふ概念はつきりしてゐる、そして法人でないといふことも、これは法人であるか否かは形式的にはつきりわかるわけでありまして、それはつきりわかるといふやうに考へるわけでは、概念規定としての一般法はつきりあると思つております。ただ望むらくは、もつと單なる概念がそこにあるといふだけでなくて、そういう概念が示すところの實體、こういう社団、財団について、いろいろな各実効的な規定の適用についての一般法の規定といふやうなものもあるといふと思ふのであります。それが、その辺が整備されてないものが整備されるやうになることを望んでおるんであります。何分税の面で實際に収益事業をやつておるといふ場合には、その所得に對して公平に税がかかることにならなければならぬ。これは私もだめだの考へでなく、先日来毎日新聞の「税金にっぽん」あたりにも、これは一般の法としてそういうものが出てきておるやうなわけでありまして、若干そういう体系的な意味で若干のちぐはぐはあるかもしれませんが、これは実情上やむを得ないと思つてお願ひしておるわけでございます。

第三の執行に當つて、第一線の税務官吏が非常に過酷なことをやりはせぬかといふやうな点につきましては、私どももあらゆる手を尽してさういふことのないやうにいたすつもりであります。これは税のことは何分権力的に徴税するものでありますから、この場合だけでなく、税務行政全般につきま

してある問題でありまして、常々いろいろとおとがめをこうむり恐縮しておるわけで、かつ恐縮いたすだけではない、一生懸命さういふことのないやうに全般にわたつて努力しておるわけでありまして、今回の改正は、長年いわけあまいこの状態であつたものを、こつこつといふやうにはつきり課税規定を設けてやるわけでありまして、不適當なことにならないやうに特段の注意をいたしたい。そのために、うちの団体は申告しなければならぬ、ろくかどうだろうかといふことを心配しておられるといふことでは申しわけがないから、それについては、待つておつていただいてけっこうです。税務署がいろいろ伺つて、これは申告していただかなければならぬと思へば、それを御通知します。もちろんその御通知は最後のものではありませんが、それに対して、いや、うちは課税にならないと思ふといふ御意見は言つていただいていいわけでありまして、かつ、そういうやうな段階を踏む。かつ、そういうことを申し上げる場合に、第一線の税務署長だけで簡単にやつてしまふといふことは、特に初めの間は不統一に流れる。その署、その署の主観的な考へがあまりに入り過ぎるといふことがあつてはいかぬと思ひます。で、当分の間は主税局において各署の分は全体的に検討し調整をしつつ、その判定を行なつていきたいといふやうな考へを持っておりますので、なおその他全般にわたつて、ただいま申しますやうな気持で処置をいたしたいと思ひます。

それから取入の点であります。もう目標を掲げてやつておるといふこと

は、これは野澤先生も、もうないといふことは御存じだと思いますが、特に私はこの点について、こつこつと改正があるから幾らにならぬといふことは考へてもありません。その証拠には、先ほど来聞かれました、特に三十二年度はほとんど取入になるものはない、實際に當つてみての上だと申し上げておることでおわかりのやうなわけで、かつ全般にわたつて、取入を目標的に押しつけるといふやうなことは、だいぶ前からやめておりますし、またさういふ名残りが早く切れるやうにということをやつて努力しておる次第でございます。

○野澤勝君 先般来、同僚、特に大矢、平林氏らを中心とした質疑の中で、特に当局、原局長の答弁は、今までの審議の中で一番苦しい答弁であり、まことに論拠のない答弁であつた。それだけに局長も考へさせられる点があつたと思ふのです。率直に申し上げますが、慣習法が法的根拠のあるものより優先するやうな意見は、立法府におきましては改めなければならぬと思つております。そこでこの抽象的な論争は第二にいたしまして、昨日来渡辺國稅庁長官との間に入場料引下げで質疑しました。入場料が高い理由は映画会社やレコード会社が競つて映画俳優や歌手を莫大なる給料を支へるために入場料が高くなる。このために迷惑するのは大衆である。大衆の娛樂といふものは、音楽を聞くか、映画を見るか、スポーツを見るか、その程度に限られておるのです。待合に行くわけにいかぬし、そうかといふてせいたくな遊びをするわけにいきません。真に大衆の文化生活なりあるいは豊かになる生

は、これは野澤先生も、もうないといふことは御存じだと思いますが、特に私はこの点について、こつこつと改正があるから幾らにならぬといふことは考へてもありません。その証拠には、先ほど来聞かれました、特に三十二年度はほとんど取入になるものはない、實際に當つてみての上だと申し上げておることでおわかりのやうなわけで、かつ全般にわたつて、取入を目標的に押しつけるといふやうなことは、だいぶ前からやめておりますし、またさういふ名残りが早く切れるやうにということをやつて努力しておる次第でございます。

○野澤勝君 先般来、同僚、特に大矢、平林氏らを中心とした質疑の中で、特に当局、原局長の答弁は、今までの審議の中で一番苦しい答弁であり、まことに論拠のない答弁であつた。それだけに局長も考へさせられる点があつたと思ふのです。率直に申し上げますが、慣習法が法的根拠のあるものより優先するやうな意見は、立法府におきましては改めなければならぬと思つております。そこでこの抽象的な論争は第二にいたしまして、昨日来渡辺國稅庁長官との間に入場料引下げで質疑しました。入場料が高い理由は映画会社やレコード会社が競つて映画俳優や歌手を莫大なる給料を支へるために入場料が高くなる。このために迷惑するのは大衆である。大衆の娛樂といふものは、音楽を聞くか、映画を見るか、スポーツを見るか、その程度に限られておるのです。待合に行くわけにいかぬし、そうかといふてせいたくな遊びをするわけにいきません。真に大衆の文化生活なりあるいは豊かになる生

は、これは野澤先生も、もうないといふことは御存じだと思いますが、特に私はこの点について、こつこつと改正があるから幾らにならぬといふことは考へてもありません。その証拠には、先ほど来聞かれました、特に三十二年度はほとんど取入になるものはない、實際に當つてみての上だと申し上げておることでおわかりのやうなわけで、かつ全般にわたつて、取入を目標的に押しつけるといふやうなことは、だいぶ前からやめておりますし、またさういふ名残りが早く切れるやうにということをやつて努力しておる次第でございます。

○野澤勝君 先般来、同僚、特に大矢、平林氏らを中心とした質疑の中で、特に当局、原局長の答弁は、今までの審議の中で一番苦しい答弁であり、まことに論拠のない答弁であつた。それだけに局長も考へさせられる点があつたと思ふのです。率直に申し上げますが、慣習法が法的根拠のあるものより優先するやうな意見は、立法府におきましては改めなければならぬと思つております。そこでこの抽象的な論争は第二にいたしまして、昨日来渡辺國稅庁長官との間に入場料引下げで質疑しました。入場料が高い理由は映画会社やレコード会社が競つて映画俳優や歌手を莫大なる給料を支へるために入場料が高くなる。このために迷惑するのは大衆である。大衆の娛樂といふものは、音楽を聞くか、映画を見るか、スポーツを見るか、その程度に限られておるのです。待合に行くわけにいかぬし、そうかといふてせいたくな遊びをするわけにいきません。真に大衆の文化生活なりあるいは豊かになる生

は、これは野澤先生も、もうないといふことは御存じだと思いますが、特に私はこの点について、こつこつと改正があるから幾らにならぬといふことは考へてもありません。その証拠には、先ほど来聞かれました、特に三十二年度はほとんど取入になるものはない、實際に當つてみての上だと申し上げておることでおわかりのやうなわけで、かつ全般にわたつて、取入を目標的に押しつけるといふやうなことは、だいぶ前からやめておりますし、またさういふ名残りが早く切れるやうにということをやつて努力しておる次第でございます。

○野澤勝君 先般来、同僚、特に大矢、平林氏らを中心とした質疑の中で、特に当局、原局長の答弁は、今までの審議の中で一番苦しい答弁であり、まことに論拠のない答弁であつた。それだけに局長も考へさせられる点があつたと思ふのです。率直に申し上げますが、慣習法が法的根拠のあるものより優先するやうな意見は、立法府におきましては改めなければならぬと思つております。そこでこの抽象的な論争は第二にいたしまして、昨日来渡辺國稅庁長官との間に入場料引下げで質疑しました。入場料が高い理由は映画会社やレコード会社が競つて映画俳優や歌手を莫大なる給料を支へるために入場料が高くなる。このために迷惑するのは大衆である。大衆の娛樂といふものは、音楽を聞くか、映画を見るか、スポーツを見るか、その程度に限られておるのです。待合に行くわけにいかぬし、そうかといふてせいたくな遊びをするわけにいきません。真に大衆の文化生活なりあるいは豊かになる生

活ということを考えるならば、民主的な娯楽ということになる。だから大衆娯楽を徹底させるようにしなければいかぬと思う。本法案が提案されるときに、文部省との関係ある法案なんですから、文部省と大蔵当局は協議したところと思うし、その結果が一般人民にどういう関係を持つかというようになるといついて賢明なる局長は考えただろうと思う。そこで文部当局との間に協議された事情をお伺いしたい。

○政府委員(原純夫君) この点はいろいろな省の所管に属する事業がございすので、それで、関係各省とその他の点でもいろいろ話し合っておりますが、各省とこれらについてもお話し合いをいたして参っております。

○野澤勝君 今の入場料あるいは観覧料等が非常に高く一般の人民は物価高と娯楽のための入場料高のために困っております。この際に親心をもって、もう少し安くし、文化生活に娯楽のある娯楽、あるいは事業に一そう接触せしめる途を講ずべきだ。社団法人、財団法人、そういうような社会性のある団体に対しての事業は政府が助長ないしは支援してやるべきものだと思うのです。然るにこれをかえって追い打ちをかけてくるような政策あるいは該法案は逆コースではないか。この点に対する局長の見解はどういうお考えでございすか。

○政府委員(原純夫君) 今回お願いいたしております趣旨は、個人、法人であるのいずれを問わず、この人格なき社団、財団あるいは公益法人であっても、収益事業をやつて所得があるというふうな場合には、公平に課税するというのがよろしいのではないかと

う大前提に立つてのこととございす。それにつきまして、公益法人につきましても、これは二十五年の改正のときだつたと思ひますが、その前は課税がなかったのを、ただいま申しましたような趣旨から、収益事業からの所得のあるところには公平に課税をしなければいかぬという考え方で始めたわけでありす。その後、あるいはその時分からすでに人格のない社団、財団につきましても、そういう問題いろいろ議論があつたわけでありすが、よく今回同様な意味でお願いするといふことになつたわけとございす。

従ひまして、映画あるいは音楽、演劇といふようなものを助成するといふ御意見まことにございす。また別個の問題として政策的に予算なりあるいは何なりで措置をするという別の面の問題として考えるべきではなからうか、私どもお願いしておりますものにおいては収益事業の所得について課税する。収益事業の中身として物品販売業あり、製造業あり、あるいは運送業あり、その他いろいろあつて、その中にこの演劇興行業といふようなものが一つとしてあるという形に相なつておる次第でございす。

○野澤勝君 私はまだ納得ができません。いづれ質問をもう少し継続したいと思つてございすが、とりあえず大矢委員の質問中を削つていただいたわけとございすから、このあとにまたさしていただきます。

○大矢正君 お尋ねをいたしたいのは、この法律が意図していること、ないしはまた局長が三月十四日付の資料の中で述べられておる意思を申し上げます

か、考え方が違ふ面が往々にして出る場合があるのとございす。その一例を今私は申し上げて考え方を聞かせたいと思つておるわけでありすが、三月十四日付の大蔵省の資料の要領の第一項の一番の末尾に、「なお、特定の資格要件を有する者を会員とする団体が主として会員に出版物を配付してゐる場合は出版業に該当しないものとす」といふようなふうになつております。そうすると、これは特定の資格を有した者を会員として、しかも会員を中心とした出版物の配付をしてゐる場合には、これはまあ当然収益とみなさういふ解釈でございす。ところがこの出版物を特定の資格要件を有した会員だけに配つたり、あるいはまた販売料を取らずにこれを頒布すると、郵便料金の上で変化があるわけですが、御存じのように第三種郵便物という定義がありまして、これによると非常に安く郵便物が配付される。これは御存じの通りであります。ところがこれには不特定の人間——つまりこの収益事業の中にいふ内容とはおおよそ反対な不特定の人間に配付して、しかも料金を徴収して配付する出版物には、これは第三種の郵便物の適用をさせる、しかしそうでないものはだめだ、こうなつてゐるのです。

その団体はこれはもう出版物の郵送料金というものは、あなたも御存じのように第三種と、それ以外の郵便料金で非常に大きな変化があるわけとございす。そういう非常に多額のいわゆる金の許可をとりたといふれば、税金のかかるような——あなたの言葉でいう

と税金のかかるような方向に事業をやつていかなければならぬ、ないしは内容の定義をしなかならぬ。あるいは収益が上つておるものとすること、を言わなければ第三種の郵便物の取扱をいふことができないといふ問題があるわけでありす。これは一つの例であります。またまだほかにも問題だとかその他の例があると思ひますが、とりあえずはこの一つの例を見ましても、このように非常に違つた立場が生まれてくるのでありますが、こういう点について局長はどのようにお考えでありましようか、お聞かせをいたしたい。

○政府委員(原純夫君) 税がかからないうちにやると郵便代が高くなる、郵便代を安くしようとする税がかかるというふうな形でお尋ねであります。私ども、それはやはりそのこと自体、そのあるべきようにおやりになるだらう、まず、そしてあるべきようにおやりになつた場合に、この第三種の安い料金を使えるかどうかというところになり、また、課税になるかどうかというところになり、どうにか考へていくべき問題じゃなからうかというふうにお考へております。

○大矢正君 それはもうあなたのは、何か国会における税務委員であるいは官吏の模範答弁としてやられるならば、これは今の段階では非常にいい答弁かも知れませんが、私どもは、非常にこれはわからないです。局長の今の答弁だけでは、どうです、もう少し親切に御答弁いただけませんか。私どもだけじゃなくて、国民が聞いてわかるような答弁をしていただ

けませんか。こういう場合にはどうしたらいいんだ、これはもう法律の適用になつた方がいいのか、いや、ならない方がいいのかという点も、できれば一つ答弁をいただきたい。

○政府委員(原純夫君) 特定の資格要件を持つてゐる者を会員とする団体が出す、まあ主としてとは会報とか、四季報、月報といふようなものだろうと思ひます。そういうようなもので、他の者にも配付するといふような意味でこの第三種の方が認められるのかどうか、その辺よく知りませんが、私の方の分は、主として会員に配る、そういうものであれば、それは収益事業と見ないでいいじゃないかという考え方をしておるわけとございす。

○大矢正君 いや、それはいいです。あなたのおっしゃる通りに、これは法人税法そのものから見れば、会員には、しかも金も取らないできまつた人間だけに配付すれば、これは税金の対象にならぬからいいという解釈が生れてくるけれども、それじゃあこれはむだだとは言ふわけけれども、非常に多くの金額が第三種郵便物になるからぬかというところによって違つてゐる。これは第三種郵便物の認可といひますか認定といひますか、どちらかという営利を目的とした事業でない限りはやらないうです。たとえ労働組合の出している機関紙なんかの場合には、これはなかなか認可がむづかしいのです。なる場合もあるし、ならない場合もあります。それはなぜかと言ひますと、まず金を取つてないじゃないかと、それからこれは不特定の人間には行つてない、会員にしか行つてない、これは第三種郵便物と

はみなされない」と……これは、労働組合の発行する出版物は多くは認可にならないのが常なんです。そうしますと、これはばかにならぬですよ。こういう郵便物は、国民はそういう機関紙や出版物を通じて、より生活を高めたり、ないしは文化的な地位の向上をやはり必要とするのでありますからして、私は、そういうものは大いに政府としても助成をしなければならぬ立場にあるにもかかわらず、結果においては法人税を取る、法人税を取られるのが

というふうに割り切つては考えておりません。それは一応の参考にはなるのでありましようが、やはり税は税として、主として会員に配付するという線を考へてきめるべきだというふうに思ひます。従ひまして、まあ先ほども申しました第三種になると税は取られるという、必ずそうだということにもならない場合もあろうかと思ひます。その辺は実際上の認定の問題として、また、通達

の書き方の問題として今後十分慎重に研究していきたいと思ひます。

やだとすれば、第三種の郵便物の方は投げてしまわなければならないという、こういうのつびきならぬ立場にあるので、そういう意味においても、私はこれ以上あなたに質問しても、あなたの答弁はおそらくないと思いますからいたし方ないと思いますが、私の意見とすれば、それはもうこの法律に矛盾があるということとは、この中からでも私は出て参ると思います。そこでこの法律がいかに不備なものであるか、ないしはもっともつと修正をしなければならぬかということのために指摘を……。ちよつと樺委員から今意見がありまして、やはり私が今申し上げたことに対して、局長の一応の答弁を議事録の上に残しておいた方がよろしいのではないかという御意見があるのであります、私もそのように考えますので、どうですか、まともりがあるかないかは別として、一つ答弁をしてみ下さい。

○政府委員(原純夫君)　こういうふうに申し上げたらよろしかろうと思ひます。私もここに書いてある趣旨で判定する際に、第三種の郵便としての認可ですか、これを受けている場合は、これに当たらないというふうな解釈をす

○大矢正君　申告の仕方、そういうものに関連をして、税務官吏の検査権の問題について私は質問をいたしたいと思ふのであります。きのうも、これは公式な席上ではなくて、理事会の中で私は局長に具体的に申し上げたやうに、この法律がもし通つた場合には、憲法で保障される結社の自由をそこなう危険性が非常にある。法人税法の中で人格のない社団に税金をかければ、憲法がそこなわれるかという一足飛びにそういう議論をすれば、これはいろいろ異論があろうかと思ひますけれども、事実の上において、今後この法律が通つて、税務官吏はみずからの検査権に基いて、あらゆる団体に入つていって、そうしてその団体の行なつていふ事業の内容や活動の内容を調べ、こういうことになつて参りますと、その団体は一目瞭然に行動の内容が明らかにされる、こういうことになつてくると、これはもう何と申しますか、結社をすることの自由を経済的な口実によつて侵害をする結論にまで波及するおそれがあると私は思うのであります、そういうことを懸念される立場から質問をいたしたいと思ふの

であります。この法律がもし通過した以降において、順序として私はおそらく全部の団体に対して申告をせよというような態度を国税庁とはられるのではないかという、そういう危惧も実はあるわけであります。あなたは先ほど何か特定にいろいろ調べてきた経過に基いて、こことこことは申告を出しなさいというやり方をするという話がありましたけれども、私はそうではなくて、おそらくこの法律が通過をしまして、もうありとあらゆる

団体に対して全部申告をさせて、そうしてびしびしとそれを検査権によつて調べ上げていつて、そうして課税の対象にするというような危懼は実持たざるを得ないのであります、その点に對する私の危懼が當を得たものであるかどうか、一つ局長のお考えをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(原純夫君)　そういう御心配は全然ございせんとはつきり申し上げます。昨日申しましたことは、決してその何と申しますか、いかげんな氣持で申したのではございせん。私はつきり書いたものを見ながら正確に、言葉づかいにも注意して申し上げるだけの用意をしてやつておるのでございます。御安心いただいてけっこうです。全部に申告すべしというようなことをやらせる氣持は毛頭ありません。それはまた、法律がそうしてよろしいということになつていない、法律がそうなつてないのでありますから、全然そういう氣持はございせん。申告を要するものだけが申告をしていただく。要するものは何であるかということについては、御不安の起きないような段取りで、そうしてまた、御不滿の

なるべく起きないような内部の手続を踏んで周到にいたしますということを申し上げておるわけでございます。

○大矢正君　あなたのお気持は私も非常に了といたします。了といたしますけれども、ただ抽象的にここであなたと私が、そういうことをいたしません、いたしますと言ひ合うことは、これは法律になるわけではありませんし、政令になるわけでもありませんからして、これだけでは国民の多くの疑惑や疑義を説明することには非常に困

難性が私はあると思うのであります
が、たとえば、今のような私の質問に
対して、国民の疑惑を解くと申します
か、あるいは国民に納得させると申し
ますか、そういう立場で考えて、政令
等の中で具体的に今のような内容を明
らかにする御意思があるかどうか、私
はその点を伺っておきたい。そうでな
いと、多くの場合はもう何でもかん
でも、とにかく団体であれば全部や
らされるのだという危険性を感じて
おるので、そういう点はどういうふう
にしたいのか、一つお尋ねを
いたしたい。

○青木一男君 関連して、今、主税局長
は、法律でやろうと言つてもできない
のだという答弁があつたが、私もそれ
は同感なんです。そのことをもう少し
はつきりどうして、法律でできないが
ということと言われるのが、一番いい
これは法律の解釈なんです。要する
に、収益事業を伴わないようなものは
課税団体ではないのですから、税法上
申告の義務もなければ、また検査権も
ない。そういう点を僕は、主税局長か
らはつきり法律の解釈として言われ
ば明瞭になると思うのです。私はおそ

らくそういう意味できつきから御答弁
されていると思うのですが、その点を
はつきり答弁していただきたい。

○政府委員(原純夫君) そうお答え申
そうと思つたところなであります。一
条に「法人でない社団又は財団で代表
者又は管理人の定があり、かつ、収益事
業を営むものは」ということになって
おります。これは「法人とみなしてこの
法律を適用する」ということになりま
すから、収益事業を営まないものはこ
の法律の適用がないわけです。あとの

方に營業の申告があるいは所得の申告の規定はありますが、収益事業を営まなないものはもう適用はないわけなんですから、それはもう法律上はつきりと申告の義務はない。従つて義務のないものについて質問、検査をするということとはできないということは非常に結構に思ひましたとおると思います。なお、その上にただいま申したような實際上の配應を取扱い上加えるということをし上げておるのでございます。

○大矢正君　こつちの方が青木さんに助け舟を出していただいて恐縮なんです、それが、そこが実は問題があるのです。これは筋道として「法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定があり」ということで、すでに法人税を納めなければならぬ義務が発生するというのであれば、なるほど筋道は通るのですが、あなたのきのうの答弁からいくと、原則として、人格のない社團または財団は法人税を納める義務はない。義務はないけれども、収益事業という、その収益事業についてのみ法人税を適用されるという条例が生まれてくると、こういう御答弁であり、そのことの具体的な方法としては、今申し

上げた通りに、団体であるというだけでは、これは法人税を納めなければならぬとか、あるいは申告をしなければならぬとか、あるいは義務が生じないのだから、きょうもあなたは答弁されているのです。それで私はお尋ねするのだが、そういうふうにあなたの考え通りに下の方では理解をして、調査をするとか検査をすればよろしいのでありますけれども、そうじゃなくて、片方の方では、おれは団体であるけれども、収益事業とは思わない、だから税金を納める義務を感じていないし、申告をする義務も感じていないという態度をとる、ところが税務署の方では、いやそうじゃない、あなたのところはこれは収益事業だと私もみなす、こういうふうな状況になつてきた場合に、これを一体どう裁くかという問題であります。さつきから申し上げている通りに、その団体の行うすべての行動に対して、すべての行為に対して課税をするとか何かというのであれば、それは筋が一貫して通りますから何でありますけれども、片方の行為は、これは収益事業じゃないから、そこに経済的な要件があつても、それは課税の対象にならぬけれども、こっちの方は半分は収益事業があるから、これは半分だけ切り離して、そうして課税の対象にするという行き方ではないかと、非常に今私の申し上げました内容の区分というものが不明瞭になつてくると、私は思うのであります。その点はいかがでしょうか。

○政府委員(原純夫君) 先ほども申し上げましたが、収益事業を営むものというものは何であるかというところは、まづ常識的に若干の意見の相違がボーダー・ライン・ケースについてあるかもしれないけれども、これは大体はつきりしていると思ひます。それがはつきりしないので問題というのは、所得税を個人が納める義務があるのかどうかという場合においても問題になるわけですが、所得が課税額になるかどうかというふうな点の問題になります。それが、それは所得だけでなくて、入ってくる収入のどれが所得になるものと収入だというふうな点においても、いろいろボーダー・ライン・ケースはあります。それは要するに収益事業という概念規定があれば、その規定の趣旨に忠実に物事を解釈していき、それを實際に應じて行つ場合に、そういう疑問が生ずることは、ほとんどあらゆる場合にあることではありますけれども、特にこれがきつめて不明確で、行政としてこれだけの規定ではやれないかというふうなものでないのじゃないか。かえつてお話を通して収益事業の所得でなくとも、何でもかでも所得と見られるものにかけてしまふということであれば話はわかるというお話ですが、そうなりますれば、今お話しになつていふ何万、何十万というものが法人税を納めなければならぬ。それはとても国民の是認するものではないかというふうな思ふのであります。収益事業だとはつきりすれば、あとは行政の執行のときに解決していくべき問題、解決がつく問題ではなからうか。まあ状況によつてなかなか意見の一致をみないという場合に、それを解決する手続がいろいろあることは、昨日申し上げた通りであります。

○大矢正君 これは私はそうだと立場から聞くのじゃなくて、参考のために伺ひたいと思ふのであります。第一、第一条の第二項に「収益事業」という収益という言葉がつくことによつて非常にまぎらわしくなつてくる。第二条で法人税に対する課税対象になるものは、法律の施行地において資産または事業所得というふうにして、明瞭に資産、そうして事業、こういうふうに分かれて明瞭になつていくわけですが、だから、たとえば所得税の場合に、ついても、明らかに所得というものはどういふものであるかという定義づけがあるもので、なぜここで収益という言葉を入れたらぬのか、収益という言葉を入れたらぬのか、収益という言葉を入れたらぬのか、収益という言葉を入れたらぬのか、むしろ私はそういう紛糾が生ずるために収益という言葉を除いて、ただ事業を営むもの、法人とみなしてこの法律を適用するということであれば、法律の条文は筋が通る。しかしこれは当然と云ふの条において、事業の中でも課税、非課税の内容はかくかくであるという定義をしななければならぬと思ふのであります。そういふふうにした方がいいのではないかと、これはしるうとかもわかりませんけれども、そういう疑義を持つ。これはそういう方がいいというのではないが、そういう疑義を持つのであります。その点はいかがでしょうか。

○政府委員(原純夫君) いろんな言葉づかいがあると思ひますが、公益法人の場合、また法人でない社団、財団の場合、まあ事業を営むものというところを言ひますと、もうそれだけではちよつと説む人がここに書いてある「収益事業を営むもの」というのとは全然違つて考へると思ふのです。親睦団体が親睦のためにいろんな事業をやる、すべてその社団、財団のやること、が本来の事業が全部入るといふふうになつて参ると思ひます。そうしますと、先ほどお話を、法人でない社団、財団はどんなものでも法人税の対象になるというふうになつて参ります。そしてあとでこの所得について一部をはずすといふことをいたしまして、そうすると先ほどお話を、一応各条の規定の適用はあることになりすから、常識的に考へて、収益事業をやらないうるまで、そうしてあとの条文では所得がないといふことになるまで各条で申告をさせ、また検査その他の規定を適用するといふようなことは、かえつて不当ではないかといふふうな考へます。やはりこの団体の性格からいって、はつきり収益事業といふふうに言つた方がよろしい。従来公益法人の課税についてもそういうふうにして書いてあるわけでございます。

○大矢正君 いろいろ今まで論議したのであります。まあ、私は疑念が相当数あります。なお、私は衆議院におきまして継続的な事業に云々といふふうに字句を挿入されておりました。先ほどの点に対する質問を一応やつておきますけれども、私はまだこの点について質問したい数々の点があります。し、継続的に事業場を設けて云々といふ、こゝの内容の規定の仕方によつては、この法律の運用、実施の面において非常に大きな変化もくるのではないかと、実は危懼を抱くのであります。こゝの点では、でき得るならば修正をいたしました衆議院の方々に來るだけ沿うように努力するといふふう

○委員(廣瀬久忠君) 速記をとめて。
○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけま。
○平林剛君 所得税法の第六十一条のいわゆる名義貸しの支払い調書の限度額に関する省令、これについては法案審議中に本委員会に提示することになつておりますので、審議を次に移していきたいという私の気持もあります。から、すみやかに提出せられるように要求をいたします。原主税局長の方から、いつ提出されるか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 御要望にできるだけ沿うように努力するといふふう

るの配当に対して、今の法律の上ではその人の名前になっておるからその人に課税するのだといって、売った場合に損することは仕方がないのだということであると、非常に証券の流通を阻害することになると思うのです。だから所得税法の精神からいって、そういう場合のものは除外すべきではないかと思う。証券会社の名前になっておるのだからHという人が買ったのだからHとい

う人に配当を渡す、こういう場合に、それまでも名義貸しということにして、それに課税するということは、法律の精神からいって適当でないのではないがと思いますが、どうですか。それについて大蔵大臣が慎重に考えなければならぬということで今考慮されているので、平林さんが言われたように、何も政治的にどうのというこではないのではないかと思います、その点はどうか。

○政府委員(原純夫君) お話のケースが、私名義貸しと別段関係ないように伺っておりますが、ただいま伺っております。ちょっとどういふ関係の名義貸しと思ってお話なのか、十分聞き取れなかつたのでございますが……。

○木内四郎君 私ちょっと補足いたしますが、私の言いが悪かったかも知れませんが、たとえばA証券にHという人が頼んで配当つきで買ってもらったとする、配当込みで。そうするとそれはAという証券会社に配当がくる。しかしそれは買ったHという人のところへ必ずくるわけですね。しかしHという人は、四月になつてから売れば、この配当落ちの値段でしか売れないのです。Hという人が配当落ちの安い値段で売って、そして一方Aという証券会社を通して受け取った配当に対して名義貸しだということとそれを取締り、それに課税されるというのじゃ、ちよつと名義貸しの取締りが行き過ぎじゃないかという感じがするのですが、その点はどうかですか。

○政府委員(原純夫君) そういうケースですとA証券に頼んで買ってもらつた。それは名義を借りて、A証券の名

義で、A証券に持つてもらふわけですが、それで配当がきた。事実はHという人の所得でありますから、それでHという人に納税義務があるわけですね。ただその場合に、実際上資料が出ないのでわからないということと漏れるということとでございまして、で、漏れますれば、配当落ち後売って損が出たという場合には、実質的にはとんとんというふうなことになると思いますが、今回はA証券の名義になっておりますものでも、Hという人のものであれば、それは支払い調書を出してもらつて、わかるようにして、その分は配当にかける、配当落ち後売った損は見ませんということになるわけでありまして。それはおかしいというお話であります。これは先ほど来お話の出ております株式に關しまする税法の規定が、譲渡所得を非課税とする。つまり譲渡の關係は、益が出ても損が出ても税の方ではそれは対象外にするということにいたしました。そのために、そういうような結果が出るわけでありまして、論理的にきつと組み立てるためには、やはり配当所得に課税すると同時に譲渡所得にも課税する。そのかわり譲渡の損は損として控除するというもので、全部が完全にできるといふふうになるわけでございますが、これは二十八年以来株式の譲渡所得については非課税とするというところで政策的にはずしてある、その結果おっしゃるようなことが出て参つておるといふことでござい

ます。○木内四郎君 今のようなことは、今の税法の結果でやむを得ないのであるかも知れないけれども、今度は問題になつてゐる名義貸しというものとちよつと違ふのじゃないかという感じが

するのですが、今の名義貸しというものは、そういうことでなしに、証券会社の名前を借りて資産を隠匿するとか、配当を隠匿するといふような計画のもとにやつてゐるものに対して、この名義貸しという問題が言われているのであつて、売つたり買つたりする、たまたま三月の末に株を買つてみたところ、それは配当を含んでおつた。しかしそれが上るだらうと思つておつたところが、配当落ちの四月になつてから下つた、そのときに売つた。そして損をした。その損のときは損はそのまゝ損として、配当の方だけは証券会社の名前になつてゐるものにも課税するといふことは、平林さんの言われるところの、また今世間でいろいろ言われているところの取締りを要する名義貸しの課税の問題には入れるべきものじゃないのじゃないかと思ふのです。が、そこはどうかですか。

○政府委員(原純夫君) 株式に關する課税につきまして、論理的に矛盾のないようにいたしますためには、やはり譲渡所得も課税の対象に入れて、損は損で引く、利益は利益でかけるということにいたしました。一貫しないと思ひます。その点は、今の税制で相当大きな例外であり、大きな矛盾である。私どもは考へておりますが、政策的にそう考へておる、現在のようになしておるというわけでございます。なお、名義貸しにつきまして支払い調書をとるといふ結果、そういうことが起るということとは、まあそういうことを起そうといふことでやつたということとでなくて、現在の税法が論理的に完結してない。ところが名義貸しといふような制度があつて真実が隠れてお

りますと、税法通りの結果が出ない。税法通りの結果が出ると矛盾が起るケースがあるわけなんです。それでこれは名義貸しによつてその矛盾を出さうといふふうなことでなくて、名義貸しの支払い調書をとりますのは、やはりこの名義を借りて株を持ち、売買しているという人は、相当配当所得もあるであらう。そしてそれを全然資料がいただけないということではおかしいではないかということから、これについて支払い調書を出さしていただきたいといふふうにお願ひしてゐる次第でございます。

○木内四郎君 今、主税局長の言われた最後の、まあそういうあれだと思ふのですけれども、名義貸しという問題が出てきて、平林さんも非常にやかましく言つておられるのは、証券会社の名前を借りて、長くそこに隠しておくと、売つたり買つたり絶えずやつておる人に対して、みな何もかも及ぼしていこうという平林さんの御質問ではないかと私は了解しておるし、また、今日起つておる名義貸しの問題というものは、そういうものでないと思つておるのです。それはそれとして、そういう点も考慮して、大蔵大臣も特に慎重に流通を阻害しないようにいろいろやつておられるのじゃないかと思ふのです。が、この問題は、そういう問題もありま

すから、平林さんからもいろいろ御意見もあつたけれども、特に慎重を期してやつていただきたいといふことを要望しておきます。

○青木一男君 私この間から本委員会の質疑応答を聞いておつて、今度の法人税法第一条第二項の改正について、

その立法の趣旨がまだ徹底してない点があるんじゃないかという感じがいたすから、それを私は伺うわけですが、現行の税法の欠陥というか、租税負担の均衡の点から、今まで税法上の盲点になつておつたような点を補完するのだ、こういうような趣旨であると私は解しておつたのですが、その点はどうか、この改正の趣旨で

○政府委員(原純夫君) おっしゃる通り、現行税法が法人でない社団、財団の所得につきまして、特に事業による所得につきまして、どういふふうになつてゐるかというところにつきましては、多分に不十分な点があると思つております。その法人でない社団、財団といわれるものが組合的なものであれば、その所得を組合員それぞれに帰属させて所得課税をするという扱ひはいたしてきておりますが、すべての法人でない社団、財団についてそういうやうなことをいふことはできない。そののできない場合に、課税できるかどうかといふことについては、多分に疑問があるといふふうには考へており、そういうふうな態度で従来やつてきております。いわばおっしゃる通り、その部分が盲点といつたような格好になつておるわけでありまして。一方事柄は、だんだんそういうものが実例として出て参るというふうな状況になりましたので、これは問題としては長い間あつた問題であります。最近の事態にも考へて、その盲点をふさぐといふ意味の主として改正したい。一方これに並行して所得税法の方でも、法人でない社団、財団に關する改正をいたし

ておりますが、これは所得税の源泉徴収をする義務、受ける義務につきまして規定する。この点は従来もその義務があるという解釈でできておりますが、なおそれをほつきりさせるというような意味で改正をお願いしておるといふ次第でございます。

○青木一男君 この所得とか収益というやうなものが公平に課税されなくちゃいけないというところは、税法の根本原則だと思ひます。それで、今までの法制からいふと、所得税法、法人税法という二つに限局されておつたために、今の盲点ができたと思ふのです。が、それで今、主税局長の言われたやうに、従来からその税法の欠陥といふものは意識されておつたけれども、適用のケースが割合に少いから、今まで放任されておつたといふやうな御説明に伺つたのですが、その点において、ややもすれば今のような中間地帯のやうな存在は、当然税法のちやうど外だといふやうな先入観というか、伝統で支配されておる分が相当あるのじゃないかと思ひます。それで私はこの第五条によつて、公益法人に対してすらも、この収益事業に対しては課税することになつたあの改正の機会に、私はこの点の改正を同時に行うべきものであつたと思ふのです。立法論からいへば、おそろく当時研究されたと思ふが、どうして今の点を漏らしてきたのか、何か特別ないきさつがあるかどうか、伺ひたい。

○政府委員(原純夫君) おつしやる通りでございます。ただいまの公益法人の収益事業課税が始まりました昭和二十五年、もうその前からも、この人格のない社団、財団につきましては、いろいろと議論がございました。ただ私の記憶では、当時のケースは、たとえば役所なり会社なりの課税がグループを作つて、役所でいいますれば、原稿料をあるフランドに入れるという式の形のことをやつておる。そういうのはどうかというやうな式の、まあ事業といひましても、そう本格的なものではないやうなケースが具体例としてあげられて、いろいろ議論がありました。もちろん事業的なものも若干はあつたと思ひますが、そんなやうな状態でございます。それがだんだん、当時におきましては、そういうやうなわけで、具体例もさう多くないといふこと、事柄自体が、法体系全般の構成においても盲点的なところがございまして、なかなかに議論が熱くないといふ点もございまして、公益法人の収益事業課税だけにとりあへず改正規定として入れるといふことになつたわけでございます。その後、だんだん年がたつてまいりました。具体例がかなり、ずばり事業的なもの、だといふやうなものも頻出して、くるといふやうなことも相なりまして、今回、諸般の研究の上、この改正をお願いしたといふことでございます。

○青木一男君 それから今度の改正が、法人税法の改正の形で出ておるといふことですが、法人でないものに法人税法を適用するといふやうなことが、いかにも何だか不自然な感を与へることが、やはり一つの印象じゃないかと思つておるのです。これは立法の便宜でありますけれども、外国の法人税法は当然にこういうものと一緒に吸収しておるのか、それとも法人税法とは違つた団体税法みたいなものでやつておるのか、その実例はどうですか、その点は。

○政府委員(原純夫君) 外国の立法例としましては、あまり広く私ここに資料を持つておりませんが、ドイツにおいては、人格のない社団、財団を正式に納税義務者としたしております。法人税の系列の法律で納税義務者としたしております。

○青木一男君 衆議院の人が見えたから、私の質問はあとにいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) ただいま議題に供しております法人税法の一部を改正する法律案の修正発議者である衆議院の小山君がお見えになりました。横山君は見えないやうであります。こちらから言つておりましたが、お見えになりました。修正点に対する御質疑がありましたら御発言を願ひます。

○大矢正君 衆議院で修正された条文に關連をしていろいろ疑義が実は私どもの中にあるわけでありまして、その点についてお答えをいただくのであります。逆からお尋ねをしまして、これは恐縮でございますけれども、これは継続という言葉と、それから事業場という言葉との關連が非常に密接にあるので、その点でお尋ねをいたしたいのであります。事業場というものの、この定義の仕方がどういふやうな観点からなされたか、その点を先にお伺ひいたしたい。

○衆議院議員(小山長規君) 事業場というのは文字の通り事業をなす場所なものであります。普通のたゞ事務所という意味とは違つたわけでありまして、○大矢正君 わかりました。そうする

と、ただいま事業場といふものが事務所だけではないといふことも明らかになつたのですが、そこで継続的という言葉はどういう解釈になるのでしょうか。

○衆議院議員(小山長規君) 継続といふのは、私どもの解釈では、毎日ややつておるのが一番典型的な場合であります。継続の意思をもつてやれば、これはかりに毎日でなくても継続と見られる場合もあるかと思ひます。

○大矢正君 今意思という言葉があつたのですが、意思といふのは、法律の上においては規制はできない問題だと思ふのであります。意思さえなければ、そうすると逆論的に言つて継続していても差しつかえないといふこともありませんか、どうでしようか。

○衆議院議員(小山長規君) 意思がなくて継続といふことはないと思ふのであります。たとえば、たとへば業としていふ場合には、業の意思があつてやる場合には、一回や二回でも業として成り立つことは慣例にもあることであります。すし、ただ概観的に、おそろくは概観的に見ていくと思ひますが、外部から意思をそんたくする場合もありましようけれども、継続といふのは、やはり社会通念による継続といふことになるのじゃないかと考えております。

○大矢正君 その継続的といふ解釈をする場合に、意思といふ表現ですが、その意思は、その団体の管理人もしくは代表者の意思ではなくて、その個人の意思ではなくて、その会、団体のすべての意思といふふうに解釈してよろしいですか。

○衆議院議員(小山長規君) どうも抽

象的に言われると、はなはだお答えにくいのですが、私も、継続して、そうして事業場も継続して設けていなければならぬ、また事業そのものも継続していなければならぬと思ひましたのは、これはたゞえば、そういうことを入れなければいけないと思ひましたのは、断続的に行われるものも、この政府原案によれば課税対象になり得る、そういうことは、はなはだ危険じゃないかといふことから配慮いたしたのであります。従つてたとへばPTAがベザーをやるといふやうなことでまでも入つてくるといふことでは困るだらう、やはり収益事業を継続してやる、同時に継続して収益事業を行う事業場を持つておる、こういうふうに限定しようじゃないか、こういう趣旨から出たのでありますから、継続の意思とかいふふうの一つ一つの抽象的に聞かれても実はお答えしにくい点がございまして。

○大矢正君 この法律のたしか付則だと思ひますが、年度の事業計画と事業の目的といふものが、種類とか、そういうものを、これを施行されて以降四カ月以内に申告をせよ、こういうふうになつてゐるんですが、年度の計画や、それから事業目的や事業の種類といふものを、出せといふからには、ここである継続的なという継続の字句の解釈といふものは、この法律の、今私が申し上げた付則の解釈からいって、年度の計画を持つてやるやうな、向う一年間の計画を立てておいて、そうしてやるやうなという解釈に私はなると思ふのですが、そのやうな解釈でよろしうございまして。たとえば一カ月とかあるいは一週間とかいう限

定した計画を立てて事業が行われるん
じやなくて、もう一年先の計画まで全
部立てていけるような、そういう内容
については継続としてここで解釈す
る、そうでないものはその解釈の中
には入らない、こういうふうな解釈し
てよろしくございませうか。

○衆議院議員(小山長規君) これは
ケリス・バイ・ケリスによっていろ
ろ違うと思うのでありますが、たとえ
ば、十二月の末になってからやった、
しかし翌年もやるかもしれないとい
う場合は、やはり継続になるんであ
りませう。しかしながら、正月から
始めたけれども、飛び飛びに思いつ
たようにやっている、これはむしろ継
続じゃないと思います。そこはやはり
事業の連続とか、あるいはかねて行
なつて教回行なつたその収益事業が、
まず社会通念から考えて継続して行
われている収益事業である。違つたこ
とをやっている場合には、繰り返して
やっても違つてありません。それで
も、同じ収益事業をずっとやってお
る、また将来もやるであらうと思わ
れる場合には継続だと思ふのであり
ます。

○小笠原二三男君 継続と断続ですが
ね、社会通念なんというばやけたこ
とで言わんで、どういふのが継続で、
どういふのが断続か、はつきり言つて
もらいたい。

○衆議院議員(小山長規君) これはわ
れわれの修正の意思をお汲み取り願
いたいの、まあ断続的にやっておるや
つを排除するという意味で継続とい
うのを使つておるわけです。そういう
うに御了承願ひたいと思ひます。

○小笠原二三男君 そうしますと、今
月分は映画会をやつたとか、来月はバ
ザーをやつた、その翌月は何かや
つた、あるいはあるときはやらぬ、こ
ういふふうな飛び飛びになつておるから
して、またやる内容が違つておれば、
それは意思があるうがなからうが、継
続とはみなさない、こういうことであ
る。

○衆議院議員(小山長規君) 収益事業
でないものをあつちいおやりにな
る——収益事業というものは政令で、委
員会と相談してきめることになつてお
りますが、政令で定める一つの収益事
業をやる、翌月は他の収益事業をや
る、またその次はもう一つの収益事業
をやる、こういうようなときはこれは
継続と見なければならぬのじゃない
ですか。

○小笠原二三男君 それでどうも変
だと思ひますが、もう一つお尋ねし
たいのは、事業場というものは大体固
定しておるものをいうのですか、継続し
ておるものを持つという場合は、固定し
ておるものを持つというのですか。

○衆議院議員(小山長規君) 私どもは
事業場というものは、原則としては固
定しておるものを持つというのですか、継続し
ておるものを持つというのですか。

○衆議院議員(小山長規君) 御設問の
ように場合には継続した事業ではない
と思ひます。私はしかし御設問のよう
な事柄があるという事は知りません
けれども、原則としては事業場として
は同じところにあるだらうと思ひま
す。

○小笠原二三男君 一例をあげれば、
各種学校のバザーを、ある場合には公
会堂を借りてやる、ある場合には学校
でやる。またその公会堂も甲乙と、春
秋と、そういうふうな違う、こういう
ような場合です。これは物品販売業で
すがね、そういうのは継続であり、な
らば、継続した事業場を持つというこ
とになると思ひます。

○衆議院議員(小山長規君) あるとき
は公会堂を借り、あるときは学校を借
り、あるときは露天でやるというふう
に、同じ物品販売業という収益事業を
ある団体がおやりになれば、これはも
う継続した事業場を持つということに
なると思ひます。

○小笠原二三男君 それが一年に春に
やつてみたり、秋にやつてみたり、不
定期である。こういうのも、毎年ま
あやつておるといふことになれば継続
だと思ひます。

○衆議院議員(小山長規君) 不定期に
やるものは継続だとは私は思つており
ません。

○小笠原二三男君 不定期とはいつて
も、バザーというものは一つの各種学
校の行事としてやるわけですね。け
れども日時が確定してない。年に何
回やるかはわからない、こういうのは
どうなんですか。

○衆議院議員(小山長規君) 御設問の
ような場合には継続した事業ではない
と思ひます。

○小笠原二三男君 継続した事業では
ない……それから渡されておる資料
では、花街組合、芸妓組合ですわね、多
分これは、これの興行として実例があ
がつていますが、新橋芸妓組合が新橋
演舞場で春秋二度にわたつて東廻り、
そういうのをやる。こういうのは日時
ははつきりしてない、これはどうな
りますか。これは取るんだということ
の実例の方に出ておりますが、今あな
たが言うような立場からいけば、バ
ザーの物品販売業は、そういう不定期
に行われるのではないと言われるのな
ら、これはどうなるのですか。

○衆議院議員(小山長規君) 今の場
合には、春秋一日だけやる場合には、私
は継続事業ではないと思ひます。

○小笠原二三男君 それでは毎年やる
場合が多い、そして一カ月なり一週間
なりやる、そういうようなものはまあ
原則的には収益事業として考える、こ
うなりますか。

○衆議院議員(小山長規君) 収益事業
としては、政令で定めませんが、継続と
しては、意味では、一週間なり十日なり一
カ月やれば、これはまあ継続だとみな
さざるを得ないと思ひます。

○小笠原二三男君 それで一年のうち
一週間でも継続だと、そうするとその
論理でいけば、二日でも継続ですね。
一日は継続でない。(笑)私変なこ
とを言つておるようですけれども、
ひつかかる段になるとだんだんひつか
かつていくのですよ。その種のものが
相当各種学校の収益事業とか、あるい
は宗教法人のそれとかいふものにま
まあるのです。だからこの継続と断続
というのがどういふことなのか。まあ
社会通念で言う不定期という言葉も
ありますな、不定期にやるのはどうな
るのですか。

○衆議院議員(小山長規君) お答え申
し上げますが、今おっしゃるような
たとへば一日とか二日とかいふような
ものを政府原案においては課税対象に
なり得るとしておつたのを、政令で継
続という言葉を使つて、そうしてそう
いうふうな社会通念からいって二日や
三日やつても、継続とはだれも考えな
いのですから、そういうものまで含
まないと趣旨なんですか。こういうこと
で修正をしたわけでありまして、今お
っしゃるように、その二日の場合はどう
だ、三日の場合はどうだということ
は、私どもは、実は衆議院において
は、むしろ一回でも二回でもやつたや
つを法の対象にするのは危険性があ
るといふ趣旨で継続としたのでありま
すから、従つて一日や二日やつたら
とか、あるいは二日や三日やつたら
という趣旨ではないことは確実で、で
すからそれでは今度、二日や三日ま
ではいが、六日と七日はどうだと言
われると、そのけじめがわれわれには
ちよつとつかない。これは社会通念な
り周囲の事情なり、ある団体が、でき
たての団体なら別でしょうが、もうす
でに歴史の古いものであれば、おのず
からそこにはけじめはつこうかと思ひ
ます。

○小笠原二三男君 社会通念と言いま
すけれども、そのことは、申告する側
の方が社会通念として考えるのでなく
て、収税する方が社会通念を適用する
ので困るのです。(「そこだよ」と呼ぶ
者あり)だからあいまいにはされな
い。やはり法律用語として、継続して
ということはどういふものかというこ
とが、ある程度明確になつておらな
い、これは困る。それからまた事業場
というものは、事務所そのものを事業
場とは言わないということですが、さ
てそれは固定した事業場をさすのでも
ない、食堂とかあるいは物品販売を
やつている店とかいふものは固定して
おりますが、固定しない場所でもつて

いろいろ政令の適用するような事業を
行い得るのですから、そういうような
ものはどうなつていくのか、こういう
点もはっきりしておいていただきたい
と思います。

○衆議院議員(小山長規君) 繰り返し
申し上げて恐縮ですが、政府原案で
は、一回や二回やったものも含まれる
おそれがあるというので、継続とい
言葉を使ったので、これは一つ御了承
願いたい。

それから同時に、たとえば事業場が
固定してないでも、巡回で浪花節を
やっていると、巡回でサーカスを
やっているということになれば、これ
は当然事業場は移動するわけで、そ
ういうのはやはり継続と見ざるを得な
いだろうと思います。

それから、その継続というものは法
律上確定しろということでありませ
れども、これはもう法律技術上はおそ
らくできないであらうと思いますの
は、たとえば刑法で連続犯というとき
は、たとえば刑法で連続犯というとき
は、連続犯とは何ぞやということ、
これは判例その他でありますように、
そこまで私は法律には書けないのじ
ゃないか、こう思っております。

○小笠原三男君 私、非常にとつ
なことを申し上げるようですが、か
りには断続的に三回何かやった、来
月はやらぬ、その翌月に一回やるとい
うふうに不定期にやるが、一年間にお
いては事実行為としてはほぼつづその
事業をやつておる、こういうようなの
は断続か継続かというふうになつてく
れば、やはりそれは一年間の間にさま
ざまな事業をやつてゐるんだから継続
だ、こういうことになるのか、それは
そうでないということになるのかとい

うことを、はつきりしていただきた
い。具体的には、各種学校なり技芸教
授などの仕事をやっているものは、い
ろいろな名目でやるわけですが、まあ学
校でいえばバザーもあるでしょうし、
その他の行事で、結果としては金を取
り扱つて仕事をやる場合がある。内
容、種類はさまざま違ふのであります
けれども、そういうのをみんな一つづ
つばらばらにすれば、一回限りで、こ
れは継続した事業とはならぬけれど
も、学校自体を主体としてその行為を
見れば、全部それをかき集めてくれ
ば、一貫して収益事業だといふよう
な形に解釈もなされ得ると思う。そう
いうようなものはどうかといふこと
なんです。それが、茶道なら茶道
で、有名なお師匠さんが東京で何と
いふものをやる、あるいは仙台に行
ては何か記念の茶会をやる、あるい
は茶会といふ名を持たぬで、別なこと
をよその地方に行つてやる、不定期に
それはやられておる。しかしながら、そ
の団体そのものからいへば、全体とし
て集めてみれば、それは収益事業では
ないだらうかといふことになつてく
る。しかし断続しておる。こういうの
をどういふふう具体的に考えられる
のかといふことをお尋ねしたい。

○衆議院議員(小山長規君) その継続
という言葉は、これははつきりここ
から先が継続であつて、ここからこ
れは断続でないといふふうな私は解釈を
何するものじやないと思ひます。それ
はやはり事実行為の積み上げによつ
て、本人が継続だと思つて申告する場
合もありましようし、あるいは税務当
局がこれは断続だといつてきて……
しかしながら、断続であるかないかとい

う点は、これは裁判の方法もあるので
ありますから、そこまでは、衆議院で
修正をいたしましても、その衆議院の
修正の趣旨は、何度も申し上げませ
うに、一ぺんや二ぺんのものまでやら
ないといふところにその趣旨を置いた
わけでありまして、継続といふ言葉
が入つたために非常に混乱するとい
ふふうに聞えますけれども、継続がな
かつたら困る、こういう趣旨で
継続といふ言葉を入れたのでありま
す。これは、やはり最終的には裁判の問
題であらうと思ひます。

○櫻井英君 小山さん、どうも大へん
御苦労さんです。えらい御苦労かけ
ました。そうすると今の矢野、小笠
原君からいろいろ御質疑がありました
が、事業場といふのは普通の事務所は
含まない。それから継続してというの
は、断続的なものとはこれは全然区別
さるべきものであるといふので継続と
つけた。従つて、不定期に、しかも
やつたりやらなかつたりするような事
業、これを課税対象から除外するため
に、こういうふうな断続して事業場を
持つといふふうな断続しては御修
正になつたといふことが明らかになつ
たのですが、局長さんの方もそういう
お考えで修正案を御了解になつてお
りますか。

○衆議院議員(小山長規君) 一言申し
上げますが、事業場は事業を行う場所
であつて、必ずしも事務所ではないの
であります。ですから、事務所と事業場
とが一緒になることはあります。し
かしながら、事務所があるからそれは
事業場だといふ言ひ言ひない。事業

を行う場所であるならば、そういう
意味でございます。

○政府委員(原純夫君) 私ども事業場
について、事務所といわれるものが事
業場である場合があると思ひます。大
体事実行為よりも法律行為が中心にな
るというふうな場合は、事務所が事業
場になるというふうな場合が多かるう
と思ひます。

それから継続という点については、
やはり社会通念に照らしてその境を引
いて参ると、具体的には政令なり通達
でやつて参ると、最終的には争いがあ
れば裁判所にきめていただくというこ
とになると思ひます。

○委員(廣瀬久忠君) もう小山さん
はよろしうございませうか……。どう
も御苦労さんでした。

○小山長規君 きんの私の質問に對
して、きょうは資料をちょうだいして
おりますが、その中で「人格のない社
団等の実例」といふ一番最後のページ
であります。その実例は、A、B、C
から順次Oまで団体があげられてあり
ます。総収入の金額があげられてある
は、これは一団体ずつですか、数個の
団体の合計額なんですか。

○政府委員(原純夫君) それぞれの団
体の分でございます。

○小山長規君 一個の団体……。

○政府委員(原純夫君) 一個の団体で
ございませう。

○小山長規君 それから、百万円未満
は切り捨てたとありますが、百万円未
満で照会に對して回答を寄せた件数並
びに延べ金額はどれくらいになります
か。

○政府委員(原純夫君) これはたしか
三十件くらいを照会で調べたものであ
りますから、これが幾つになります
か、十五人くらいございませうが、で
すからもうあと同じ数くらいあるわ
けですが、それが全部百万円未満とい
うわけでもございませぬ。注の(四)に
ありますように、一応収益事業を営んで
おると推定されるものを掲げてありま
すから、それ以外で百万円以上とい
うものも若干はございませう。

○小山長規君 このNの欄に新聞社と
いうのがありますが、それはどうい
う形のものですか。

○政府委員(原純夫君) これは要する
にある新聞社であります。ある新聞社
で新聞を出してゐると、それが出版事
業だといふものでございませうが、具
体的に名前を言うのは差し控えたいと思
ひます。

○小山長規君 ある団体があつて、そ
の団体が発行してゐる新聞を取り上げ
て新聞社と、こういう工合に言われて
おるわけですか。

○政府委員(原純夫君) その団体が、
新聞社である団体であります。

○小山長規君 それから、大体これは
わかりましたから……。この点の続い
ての質問は保留しまして、きのう私
が申し上げまして頼母子講の問題は結
論出しましたか。

○政府委員(原純夫君) 短時間でござ
いますので、十分行き届いた研究はま
だ完成いたしておりませんが、一応調
べましたところを申し上げます。

いろいろな態様の頼母子講があるよう
でございます。その中に講元がはつきり
して、営業的に行なつてゐるものもござ
います。そういう場合は講元が個人であ
るかあるいは法人であるか、あるいはま
た、今回問題にしたいだいておりま

す、法人でない社団、財団であるという場合があると思います。それぞれそういう場合には、個人あるいは法人としての事業所得として、所得税、法人税をかけるということに相なるかと思ひます。次に、講元がそうはつきりしてない、近郷近在の者が寄り集りて行くというような講の場合におきましては、この法律的な実態について、かなり判定がむずかしい事情がございますが、大体においてこれは人格のない社団ではなく、組合類似のものではないかというふうに言われておるようであります。いずれにいたしましても、そういう場合には所得の発生の余地がないのが実態であると思ひますので、課税上の問題は起らないであらうというふうに考えます。以上、大へん簡単に突っ込みが足りないかも知れませんが、一応研究いたしました結果、そういうふうにお答えいたします。

○栗山眞夫君 組合類似のものかどうか、どこからそういう結論が出ますか。

○政府委員(原純夫君) これは私の方の省の銀行局で、無尽業法の関係の行政を所管いたしております。その所管のいろいろな知識、意見を聞きまして、それによつてただいまお答えいたしておるわけで、相互銀行法でござい

○栗山眞夫君 先ほど営業的に個人が講元をやつておるものについては所得税等をかけるのだ、こうおっしゃったのですが、これは無尽業法で個人がそういうものを認可なしにやることは禁ぜられていられるのですか。それは認められていられるのですか。

○政府委員(原純夫君) それはおつしやる通り、相互銀行法の違反になるというところで取締りの方はいたしておるようでございます。実例でも裁判に行つて有罪になつたものもあるそうでございます。

○栗山眞夫君 そういうものにあつた先ほどの御説明によると、所得税をかける、こうおっしゃつたのですが、そういう実体のないものに所得税をかけようがないわけではないですか。取締りの対象にはなるかもしれないせんけれども……そういう違法な団体から税金を徴収するということはあり得ますか。

○政府委員(原純夫君) 税の方は、各税法に規定いたしますところによつて、所得があればかかるというところになります。戦後の例のヤミの横行時代、ヤミ取引というのは法律違反であるわけですが、それによる所得というものはやはり所得であるというところで税をかけなければならぬ。これは、しっかりとてかまえてかけろということをおつしやるべきであつたのであります。(笑)

○栗山眞夫君 ずいぶんやさしいものですが、それではきつめて通俗的なことを聞きますが、どろぼうが収入を得たときは税金かけますか。(笑)

○小笠原三三男君 全購連で九千万円とつた、これは所得として税かけますか、多久島に……

○政府委員(原純夫君) 私どもただいまそういう問題につきましても、通達でどういふふうにしたします。窃盗、強盗、または横領によつて取得した財物については所得税をかけるという考え方によつて、それによつて所有権が移転しないと、まだ人のものだ、こういうことになつてゐる。詐欺、脅迫で取得したものは一応所有権が移転したと考へて、それはかかる、こういふことであります。(笑)

○栗山眞夫君 まあわかりましたが、法律で存在を否定しておる団体があつた収入を課税の対象にするというところは、私は少し理解できないのですが、もう少し明確に説明して下さい。

○政府委員(原純夫君) 法律は、団体なり、個人の場合もあるわけですが、個人を否定するといふのではなくして、そういう行為はいいけない、こ

ういふことを言つておるわけですが、いけなけれども、事業としてやつてい

る場合には、それは事業としてつづき

ある、そしてそこに所得があるならばはつきりある、それは税法で所得を

書いてあるのにそれは別だといふ解釈

はできないといふふうにおつしやるべき

○栗山眞夫君 その頼母子講が組合類似のものであつて、人格なき社団、財団ではないと、こうおつしやる、さういふ大矢委員あるいは平林委員、さらに亀田委員が指摘しました、個人と法人との中間にあるものは人格なき社団である、財団である、こういう場合に割り切つてお答えになつたこと、少しギョッが出てくると思つたのです

ね。従つて、人格なき社団、財団にまだ何かプラス・アルファみたいなものがそこにあつて、それから個人と、こ

ういふことに私はなるんじやないかと思ひますがね。きのうの発言で亀田委員が主張したような発言を肯定される

のか、あるいは大矢委員にあなたが答弁せられたようなものをここで肯定せられるのか、この点は二つに議論が分

れておりますから、明確にしておいて

いただきたい。今まだ研究の過程だ

とおつしやいましたら、もう少し時間は貸してもつけようですから、法的な根拠を明確にしてお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) まずこの頼母子講の講元としての主体の性格から申しますれば、先ほど申しましたように、個人、法人、また法人でない社団または財団である場合があり得ると思ひます。そこで、個人、法人の場合には、はつきり従来の所得税法、法人税法で対象になる。人格のない社団、財団の場合には、実質的に収益事業であるわけでありまして、それは政令指定がいりますから、政令で業種に指定されるかどうかによつて可否がきまつてくるというところに相なります。なお一般論として、個人、法人、人格のない社団、財団というものの位置づけと申しますか、これにつきましても、個人と個人でないものの、団体と、そして団体の中に法人格のあるものとないものと、こ

ういふふうに分ける。なお亀田さんのお尋ねに対して申しましたが、組合的なものは税の方の扱いにおきましては個人課税するということであり

ますから、個人という範疇の中に組合的なものがあるといふことになりま

す。まあそれがこの図で引いておれば団体と接する側にあるであらうとい

ふうな考え方でおる次第でございます

○栗山眞夫君 先ほど局長のお話しの

中、今問題になつておる無尽という

ところはお参りに行くというよりも、やはり見物に行くという精神の方が横益して、しかも、受け入れる神社仏閣の方も、ほんとうに神社仏閣にお参りしてもらおうというよりは、そこで入場料というのですか、参観料というのか、そういうものをもって、そうして収入をあげるというところに、一生懸命になっておる。これが実態ですよ。私は全神社仏閣がそうであるとは申しません。少くとも最近の観光パスの、異常に発達をしている今日において、そういう現象が社会現象として出てきているわけです。そういうものを、大蔵省というものは、全然新しい構想を持たないで——こういう人格なき社団の中でも、私は全部がいけないと申しませんが、零細なものまで申告の義務を課するというのは、少し行き過ぎではないかという考えを持っておる。ことに法人格を取得してない宗教団体、いわゆる新興宗教なんかこれを見ることがありますが、こういう宗教はほとんど最初は零からスタートして、数年の間には大伽藍を作ってしまった、大財産を持つておる。しかもいろいろ問題が起きて社会の指弾を受けるというふうなものがあります。そういう所得の累積していくことを、大蔵省というものは、ただ税の対象にしないで見逃していかどうか、こういう問題があると思います。その点に対する、現実の問題に対して、大蔵省はその点をほかにふりしていかれるか、あるいは再検討の余地があるのか、この点を一つ明確にしておきたい。

○政府委員(原純夫君) 宗教法人につきましては、御存じの通り、収益事業の所得について法人税をかけるということになつております。昨日ちよつとお尋ねに對してお答えいたしました。お札とか、お守りのようなものを売る行為は、収益事業ではない。これは宗教関係の行為自体であるというふうに考へて、ばずしておるわけでありますが、一般のみやげ物を売るとか、いろいろなことをやっておりますれば、それはもう収益事業としてかかる。なおこのお尋ねの中心であります。そういう法人である宗教団体、また法人でない宗教団体が、主として寄付金でございましょう、奉加金と申しますか、そういうようなことで金がたまつて参る。それを放つておくか、ということにつきましても、税法の建前は、それは収益事業ではない。宗教的な意味で金が集まるといふに解釈して、ばずしております。それは単に新興宗教に限ることではありませんので、既成の宗教においてもそういう金が集まるということはある。やるのならば、新興であるからと、既成であるからと、うという区分はすべきでなからうと思ひます。問題は、宗教が、何と申しますか、口はばつたのですが、あまりおかしなものができないように、というふうなお考えと、うらはらの御発言のようであります。税の方はそういうところまで考へて、ということにはちよつといけないのじやないか。やはり税としては、収益事業なら収益事業ということ、一応かけるという線がありはしないかというふうに思ひます。少くとも現行の法律の建前は、そういう考へで参つておるわけでございます。

○栗山良夫君 神社仏閣の拝観料なんという、あの料金ですね、これはやはり収益ではないですか。

○政府委員(原純夫君) これは、ただいま、私も課税の対象と認められない収入として扱つております。

○栗山良夫君 そうすると、宗教団体で課税の対象になる収入というのは、どういふものがありますか。何にもないじやないですか。

○政府委員(原純夫君) まあ、主として物品販売業の範疇のものでございす。先ほど申しました、みやげ物を売るとか、あるいは、ろうそく、線香を売るといふようなものについては、これはもう物品販売業に該当するとして、課税の対象としたしております。

○栗山良夫君 みやげ物は、その法人が直接やつてゐるものではないでしよう。あなた方も考へたと思ひますが、大体これは別の人をやつてゐるんです。その境内を借りて、別の人——おそらく借りるのには、また賃料を出していると思ひますが、全然別の人をやつてゐるのが多いのです。お宮なり寺なりが、自分でみやげ物を売つてゐるんが、自分でおそらく私はないと思う。そういうことが一つあります。もう一つは、先ほど収益事業とはみなない、こうおっしゃつたのです。ね、現在の税法では、ところがそうおつしやりながら、今度の人格なき社団、財団の問題が起きてくると、同時に、きょうもいただいておりますように、医療保健業という一つの収益事業、その次は技芸教授業——なかなかおもしろい業だが、技芸教授業という新しい収益事業を起しているのです。よ。そうしてこの課税の対象にしようとしておられるのでしよう。決して収益事業に對しては、現状維持ではないですよ。今度二つの新しい収益事業を起そうとしておられる。それだから、あなたの説というものは安定点がなない。そういうふうには私は理解せざるを得ないのですがね。もし最近のそういう社会現象というものをよく理解されておるならば、新たに一つ付け加える必要はないか。そういうふうなはつきりした理論というものが出てこなければいけない。収益事業に該当していないから、そういうことは考へていないとおつしやるが、そうならば収益事業でなかつたものでも新しくこの法律では追加しようとしておられる。どうも私は理窟が立たないのじやないかと思ふ。

○政府委員(原純夫君) この公益法人、それから今回の法人でない社団、財団の収益事業課税は、理念としては、収益事業について所得がある場合は公平に課税しなければならぬというのが大原則であるわけでありす。そういう意味では、別段業種の指定をしないでも収益事業なら何でも取るということにするのが一番徹底した、しゃんとした行き方だと思ひます。しかしながら長年課税してないというやうなことから、二十五年に、公益法人に課税をいたします際にも、その辺について配慮を加えて、かつ公益法人の場合には特に公益目的というのが、わきにわきといひますか、本来の目的があり、それに付随して行かうというところからくるニュアンスが出るケースがいふろいございます。そういうところからやはり業種をはつきりしほつて、これはというものにかけようということにいたしましたわけでは、今回の場合は、そういう意味でいひますと純營利的なものもあり、また公益的な性格のものもあり、非常に公益的な性格が強いれば公益法人になつてしまふのが当然だと思ふのでありますが、ニュアンスがあるわけでありす。それらを包括して規定するとなると、やはり原則は普通法人並みということ、業種指定をかぶせるというのはいさかいという考へ方もあるものであります。長年いろいろ議論があり、今回それらを割り切つて法人税法の対象にしようというときでありますから、やはり業種は公益法人並みにしほつていくという考へ方なんです。

そこで、根本の理念と、それからそういう若干過渡的な意味合いをもつた業種指定ということ、過渡的ばかりでもございせんが、公益法人の場合には若干本質的なものがあります。そういうような関係から業種の指定が實際に即して、どうもこれだけ二十八業種指定されてゐるけれども、そのほか、あそこはあつた事業をやつてゐる、公益法人があるじやないか、あるいは法人でない社団、財団があるじやないか、あれにかけないのはどうも非常識だといふものが出て参りますれば、それはその際追加をするということがあつても、それはそういう事情から当然ではないかというふうな思ひます。私も今回取り上げましたもの、いろいろの事情から、どうも放任しておいては大原則である課税の公平を期し得ないといふものの特に顯著なものを、この際追加したいといふ氣持で考へておるわけでございます。

○栗山良夫君 宗教団体の問題は、きのうの委員会では、あまりやると罰が

当るからと皆さんがおつしやつたが、あるいはそうかもしれませんが、しかし税の公平の原則からいえば、やはりもう少し検討する余地があると思うのです。それから特に新興宗教につきましては、これは大蔵省に私が申し上げるのは筋違いですけれども、所管大臣としてやはり文部大臣の所信というものはたまたまなければならぬと思うのです。最後の関門である税すらも全然無能で、そうしてどういふことをやってもいいということでは、これはやはり新しい日本、特に宗教については憲法によってすっかり昔と姿が変わっているわけですから、そういう日本において少し手落ちじやないかと考えるからのです。大体今の御説明で大蔵省の考えておられる点はわかりましたけれども、文部大臣を含めて、私はこの問題をもう少し議論するかお尋ねをしたい点がありますから、これは保留しておきます。

○小笠原二三男君 関連して……。これは私も前が当っては大へんですから私の意思は申し上げません。ただ実態について、これは課税されるかされないかということだけお聞きしたい。それは本山などといわれる大きな寺で精進料理を出し、般若湯を出し、そうして宿泊をりっぱな座敷でやらせる、こういうのは旅館業として収益事業となっておりませんか、おりませんか。

○政府委員(原純夫君) 通達では一般的に規定しておったかどうかとちょっと覚えませんが、具体例で課税になっておる例はございます。ですから、そういう考え方でやっておるのだと一応御承知いただきたいと思ひます。

○小笠原二三男君 もう一つ、さきに

拝観料なんといひましたが、入場料とか拝観料ということになると、入場税なんという問題が出たりしたせいからぬが、名前を変えて、初穂料とか献灯料とかいふ名前で一定金額を取る。これは信仰の対象であるならば団体割引なんといふことはあり得ない。

(笑聲)ところが献灯料は団体割引がある。しかもそれが、お寺を見るのも、お宮さんを見るのも、宝物殿を見るのも、一束になつて、献灯料とか初穂料とか名前は忘れましたが、信仰のために自発的にお上げするといふ形になっておる。それが一定の金額でまづっており、団体割引がある。外人などは何

も信仰のために行くのではないが、そういう方からも献灯料をやはり取っておる。こういうような実態は収益事業ではないのですか。

○政府委員(原純夫君) 私どもはそれは収益事業の収入とは見ておりません。なおそれが入場料と呼ばないで、実質的には入場料的なものだという点に關しましては御案内の観光施設税の対象にはなっておりません。地方税で普遍的に取っておる税ではございせんけれども、関西あたりでは最近だ

いふ取ってあります。

○前田久吉君 ここにある新聞社というの、公益事業の、かりに宗教団体が新聞を出しておるのをいふのですか。一般社団法人とか財団ですね。株式会社の代りに社団法人で出しておるというふうな、それを含んでの新聞社のことですか。

○政府委員(原純夫君) この表は、法人格のない社団または財団で事業らしいものをやっておる、収益事業らしいものをやっておるというものについて

でありますから、これ自体はN新聞社とありますが、これは何々新聞社というわけですが、それは会社でもない、また公益法人でもない、法人格のないま

あ社団ぐらゐなんだというものなんでありま。

○前田久吉君 そうすると、公益法人、かりに宗教団体で新聞を出して利益をあげていても、この中には入らな

い、こういうことですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま公益法人の収益事業にはかかるといふこと

になつておりますが、その収益事業として、どういふ事業が収益事業であるかといふことを指定しております政令

の規定の中に出版業といふのが入つております。新聞を発行して売るといふのは出版業に該当するといふことで、

現在公益法人であつて、そういう事業をして課税になっておるといふものはございませう。今回はさらに、法人格のない団体について、収益事業をやれば法人税をとる、その収益事業の中には同じ業種をいうといふことになりま

すから、会社でもなく、また民法法人でもないといふものも、新聞を出しておれば出版事業として課税になるといふことに相なると考えております。

○前田久吉君 そういたしますと、さつき二十五年ごろから課税の対象としておいたといふお答えが、どなたかの質問のときにあつたと思ひますが、

かりに東京都で社団法人という新聞社があつて、今まで収益をあげておつた

が、税の対象になつてなかつた、こ

ういふことなんですか。

○政府委員(原純夫君) 二十五年の前までは、公益法人でありますと全然法人税はかからないといふことになつて

おつたのでございませう。ところが公益法人の中にも実際に事業をやつてい

るのがあるじやないか、そうなりますと、それと競争する一般の事業がな

かなかだまつていない。こういうことは、やはり税は、同じ経済活動をや

っているなら、公平にとつてくれといふ要求があるわけですね。それで二十

五年に、公益法人であつても収益事業をやる者については、その分は法人税を

とらうといふことに御改正願つたわけ

です。今回はさらに、法人格はない、何とか協会とか、あるいは何とか会

社とかいふようなことでやつてゐるが、法人格はない、しかし、やつてゐるこ

とは、れっきとした収益事業だといふよ

うなものについて、同様な角度から、課税の公平の見地からとるべきではな

いかといふふうなことを、今回の改正をお願いしているといふようなわけ

でございます。

○前田久吉君 そういたしますと、社団法人といふ名のもとに今まで業務を

行なつておつた新聞社も、株式会社と

してやつてきた新聞社も、二十五年か

らは同じ税法のあれでやつてきたとい

うことが一つ……。

○政府委員(原純夫君) 二十五年から法人税がかかるようになりました。た

だし公益法人であるといふので、税率

につきましては一般の法人とは違つた

税率でやつております。ただいまは一

般の法人が四割、低い所得のものは三

割五分の部分がございませうが、四割、

公益法人の場合は税率が三割といふこ

とになつております。今回お願いいた

しております、この法人でない社団、財団ですね、これについてその収益事

事業に含まれるというふうなことでありますので、文化放送が公益法人でありますれば、その放送事業については法人税がかかることに相なります。

○平林剛君 この表は、人格のない社団等の実例が示されたものでありますけれども、たとえば、この団体名にある市交通局厚生会あるいは市交通局共済組合、これらの物品販売は、私、想像するわけでありませんが、たとえば化粧品を売るとか、日用品を売るとかいうことで収入を得ているもの、これを示すのがこの表なんです。

○政府委員(原純夫君) 私もこの調査の原表を見ておりませんので、化粧品が入っているか何が入っているかというところまで、はっきり申し上げられませんが、これは大体職場で売店を置いて売る種類のものの販売であらうと思ひます。

○平林剛君 そうすると、これは今まで抽象的に、あるいはこの具体的な例を引かないでお尋ねをしておいたわけでありまして、こうなるというところ、こうした団体が行なっている収入に対して今回は課税をしてゆくことになる、こういうふうな解していいわけですか。

○政府委員(原純夫君) (注)にありますが、一応収益事業ではなからうかと推定されるものを掲げたものでありますから、具体的に、具体的に、具体的に、日用品を売っているというふうな場合は、これは物品販売業ではなからうか。そうすれば、それは収益事業の一つとして、その所得については課税するということになるかと思ひます。ただし、まあ職場の団体のようではない

ますから、利益の率は少いだろうと思ひますが、所得がありますればかかるというところに相なると思ひます。

○平林剛君 今具体的な例を引いた団体においては、この表を見ていきますというところ、収入が大へん多いようになつてゐる。市交通局の厚生会で四千万円、市職員共済組合で一億五千万円ですが、これは総収入というものは、(売上高だと呼ぶ者あり)売上高の意味であつて、利潤ではないと、その法律案が通れば、その利潤に対して法人税が、それぞれの段階によつて課せられる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(原純夫君) その通りであります。

○平林剛君 この市交通局厚生会あるいは市共済組合その他職場の団体の中には、購買的な仕事をやっておられる方がたくさんある。これらの人たちはまだ自分が該当しないものと思つてゐるから大して騒いでいませうけれども、だんだんこれが知るようになるというところ、あらゆる職場においてこの問題が大へんなことだということに気がついてくる。おそろく現在でも人格のない社団に自分がついてゐるかならないか、わからないから、みなさんびりしてゐると思ひますけれども、これは私は大へんなことになると思ひます。

そこで、これは今あげた団体の収益はその個人の収益ではない。たとえば代表者の定めがあつても、その代表者の収益ではない、それぞれに還元していけばもう大多数の人たちの小さい収入の集積になるわけですね。しかもこ

れは決していわゆる商売でやつてゐるわけではない。こういうふうな零細なものに対して今度は課税をするというのがこの法律の趣旨ですか。

○政府委員(原純夫君) 改正の趣旨は、実質的に収益事業を行なつてゐる者は公平に税を納めるようにすべきではないかということでありまして、それは私も申すばかりではなくて、大きな職場がありまして、その職場で、場合によつては会社自体が直営してゐるという場合もありましようし、はっきりした法人格を持った団体がやつてゐるという場合もありましようし、またこのように人格のない社団等がやつてゐる場合がありまして、それらの場合について、一般の企業者から、そういう面を税を公平にとつてくれというふうな声が出てゐるというところは御案内の通りであります。それはまあ、ただいま申しておりますように、収益事業の所得に対しては公平に課税するといふ趣旨をそれぞれの立場から言つてゐるのだと思ひます。私もさういふ気持ちでこれをお願いしておるわけでございます。

○平林剛君 いや、公平な課税という言葉は確かにその通りでありますけれども、私は結局この法律の通つたあとのいろいろな状態を考えると、全くおそろしくなるわけです。結局お互いに安い品物を買おうということで購入的なことをやり、決して一人の人が得をするためのいわゆる営利ではない。しかし、それにもかかわらず今のこの法律が通ることによつて課税をされる。そうすると、こういう団体に対する活動の圧迫になつてくる。しかも本人たちは、人格のない社団であるかない

か、そういうことをわからないでやつてゐるのに、法律が通るといふと、今度は申告をしなければ罰則がくる、こういうことによつてくると思ひます。そこで、かりにあなたの方は法の運営上、初め通知をしてからやる、通知をしてからいろいろな法の罰則などについてもおやりになるかと言つても、実際にはこういう大衆的な団体を圧迫するような結果になつてしまふのではないでしようか。

○政府委員(原純夫君) 先ほど申しましたような根本的な考え方からいふふうなことをいふと思つておりますので、まあ職場団体でありますれば、あまり利益をあげておれば、それはおかしいという非難が団体の構成員から出ることであらうと思ひます。所得は大体少いだらうと思ひますが、まあ多かれ少かれ、それは、はつきり計算してあれば、それによつて税を納めていただくといふことであらうと考えております。別段それが圧迫ということにはならないのではないかと。やはり公平に課税するといふ意味で若干の手続は必要になります、それが先ほど申したような理念からいへば本来の形であるといふふうなことを考へる次第でございます。

○平林剛君 私はこれと比較してもらうために、公平な課税という言葉がまことに便宜的に使われている例を一つ質問の中から明らかにしていきます。あなたの方から提出をされておられる大法人の各種特別措置の利用状況調という資料について、私はあなたにこの際お尋ねをいたしますが、これは租税特別措置法によつていろいろの便宜を受けてゐることをの調書であります。

一つ私から、今公平な課税であるといふ意味から、多数の人たちの小さな収入の集積にまで課税するという意味と、この大法人の各種特別措置の利用状況調に対する質問から浮いてくることで、大へんあなたの方で国民の税に対する関心でえらい問題が引き起つてくるということを描きます。おそろくこの人格のない社団等の法律案が通ることによつて、これらの大衆団体を圧迫すると、私は大法人に対するいろいろの特別措置の状況を同時に知るに及んで反税闘争的な大衆運動が高まるということを一歩おそれるのです。一つ大法人の各種特別措置の利用状況調について、あなたからこの読み方を説明してもらいたいと思ひます。区別のA B C D E F G……とありますのは、これは具体的にいうと大衆各業界がこれはわかると思ひますが、これで

はちよつとわかりませうから、念のため一つ説明して下さい。

○政府委員(原純夫君) この特別措置のことにつきましては、それぞれ政策的な要請から特別な優遇を与えるという制度でありまして、それが全体の税負担とバランスを見なければならぬという御意見は、まことにごもつともな御意見だと思ひます。私もさういふ観点から今回の改正では相当な幅の整理をいたしたいといふことで、各税法についての改正の中にそれを盛り込んでおるわけでありまして、今後だんだんと経済が正常化し、またこの政策的な要請が変動いたしますにつれて、そういう調整はさらに、はかつて参りましたと考へております。

この表の読み方でありまして、A B C Dは、名前を具体的に申し上げますの

は、不穏当といえます。私も、私ども税で知り得ましたところを申し上げるという事は法律でも禁ぜられておることであり、具体的な名前を申し上げない方がよいという意味で、こういう符号にしたわけであり、あとの読み方は、区別の四段目の総所得というところをごらんください。と、それから最終の帰結は一番下の段の課税所得金額という欄をごらんいただきますと、特例がない場合の総所得が幾らで、縦に二つ割ってございす。その右の一〇〇％というのは、それを一〇〇％とすると、一番下の段にいつて結局課税される所得金額は幾ら、その総所得金額に対する割合は何％というの、その右に出るというよう形になっております。その間の差引き計算、プラスされるものもございす。差引き計算の各因子を、その間に金額と総所得に対する割合で示してあるという形になっておるわけでございます。

○平林剛君 今あなたは、具体的にいうと支障があるというけれども、大体Aというのは電力事業のことでしょう。この程度のことではABCDE、説明できるわけですよ、肥料、パルプ、工業、紡績、鉄鋼、銀行、保険、放送、このくらいの区分けはできるわけでしょう。私はここまでは時間がありませんから、そこまではあなたに言ってもらわなくてもいいです。だが、AならAを見れば、その電力産業に関する租税特別措置がどれだけのものかというところがこの表でもわかるのです。しかも特に重要財産の免税所得などの例をとれば、今度の税法の改正の中におきましても、重要財産に対する免税措置

は、いろいろ期間があつても引き続きこれを免除しておる、それから今度は世界に例のないことであるからということと遠慮して三年間という期限は限つてありますけれども、しかし重要財産という名目でもいろいろの面に對する免税措置をやつておるわけであり、たとえば一つは重要財産の指定を受けたところの会社が一年間に十億円の収益をあげたとか、十億円の収益をあげても、重要財産の指定を受ければ一銭の税金も納めなくても済む。十億円の収益をあげて十億円全部配当にしまつて税金はちつとも取られない、しかもそればかりではないので、これを配当でもし配るといふことになるという、十億円をかりに百人の株主に配当いたしますと、一人について一千万円の配当金がくる。配当金額がくるだけでなく、今度は配当金に對してはいろいろの課税控除があるから、一人の株主が一千万円の配当金をもつて、しかも、そのうちの二〇％は

○平林剛君 今あなたは、具体的にいうと支障があるというけれども、大体Aというのは電力事業のことでしょう。この程度のことではABCDE、説明できるわけですよ、肥料、パルプ、工業、紡績、鉄鋼、銀行、保険、放送、このくらいの区分けはできるわけでしょう。私はここまでは時間がありませんから、そこまではあなたに言ってもらわなくてもいいです。だが、AならAを見れば、その電力産業に関する租税特別措置がどれだけのものかというところがこの表でもわかるのです。しかも特に重要財産の免税所得などの例をとれば、今度の税法の改正の中におきましても、重要財産に対する免税措置

じめることになるのじゃないか。あなたは課税の公平というけれども、ちつとも公平じゃない。これを私は日本の国民全般が知るようになったら、こういう大衆団体の方から、フランスの例じゃないけれども、反税派というものが生まれてきて、そうして反税闘争が大々的に組織されるということをおそれているわけですよ。どう思いますか。

○政府委員(原純夫君) 課税の公平という事は、やはりあくまで貫かなければならないと思ひます。そういう意味でお願ひしております。改正はぜひお願いしたいと思ひます。それからこの重要財産を例にあげてのお話でありまが、こういうところで大きく優遇を与えておるといふことにつきましては、いろいろ御批判もあると思ひます。が、政策的に国民経済に必要な物産であつて、これをぜひ何とか日本の国民経済に持ちたいという場合に、そういうものが興るためのインセンティブとして、こういう性格を持つておるわけで、御批判はあると思ひますが、それにはその理由があるわけでありまが、なお本件について申し上げます。私も、そういう政策目的は持つておるもの、その優遇の度合いというものについて程をはからねばならぬという意味から、今回お願いいたしております所得税法、法人税法の改正案の中で、この制度につきましては三本はつきり大きく筋を通して、特にその中で、免税所得が投資金額に對して、投資金額全部を回収できるだけの利益が出た、あるいは倍も出たというような場合でも、どこまでも免税するということはない、限度を設ける。それから物産の種類にしましても、はつきりと定

○平林剛君 私は、こういうことから考へて、あなたは、課税の公平だとか、公平の課税だ、こういうけれども、非常に今の税法というものはどういふ性格を持つておるのかということ、端的に示しておると思ひます。それにもかかわらず、私がさっき言いましたように人格のない社団というやうな名目で、こういう大衆団体を結局い

○平林剛君 今あなたは、具体的にいうと支障があるというけれども、大体Aというのは電力事業のことでしょう。この程度のことではABCDE、説明できるわけですよ、肥料、パルプ、工業、紡績、鉄鋼、銀行、保険、放送、このくらいの区分けはできるわけでしょう。私はここまでは時間がありませんから、そこまではあなたに言ってもらわなくてもいいです。だが、AならAを見れば、その電力産業に関する租税特別措置がどれだけのものかというところがこの表でもわかるのです。しかも特に重要財産の免税所得などの例をとれば、今度の税法の改正の中におきましても、重要財産に対する免税措置

義、条件をつける、それから今までの期間の指定が、はつきり、いつまでというやうな指定がなくて、ずるずるといういろいろな業種が非常に長い間指定されるというやうなことになる。と、そのを、やはりそういう政策目的に弾力的に適合するように、当初から指定の期間を設けていくというやうな点で、かなり大きな修正を加えるということをお願ひしておるやうな次第であります。全般として特別措置について相当考へねばならぬという点は私も全然同感で、将来ともそういう角度は捨てないで、十分慎重に検討して善処して参りたいと思つております。

○平林剛君 まあ私は今回のこの人格のない社団といふものに対する課税が、どういふ結果になるかといふことを、端的な例で一つ指摘したにすぎません。今いろいろ重要財産のことについて御説明がありましたけれども、しかし現在実施中あるいは今度の法律改正の中でもそれが残つておるわけですね。そういう点からいって、与党の皆さん、きょう私が発言したら帰つてしまつたけれども、こういう点は十分比較した上で検討していただかなければならぬ問題だと私は思ふのです。きょうはまだこの問題については質問も残りますけれども、一つ与党の方にも十分お考えをお願いしたいという意味で、この程度で、きょうはとどめておきます。

○委員(廣瀬久忠君) 速記をとめて。
○委員(廣瀬久忠君) 速記をとめて。
○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけ

○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけ

し、明日は午前十時より開会いたします。
午後五時十九分散会

三月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十一日)
一、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)
一、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

○委員(廣瀬久忠君) 速記をとめて。
○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけ

○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけ

昭和三十三年四月二日印刷

昭和三十三年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局